

的貫徹に全力を傾注せんとする決意があつたとも言へる。

而して大正九年一月初に、時の中西滿鐵副社長は前述の朝鮮鐵道買収に基く増資計畫を携へて、中央政府と交渉開始のため朝鮮通過東上に際して、和田鐵道部長に電報を發し京城驛に於て面會を求めたので、同氏と和田鐵道部長は僅かの停車時間ではあるが、特急車中に於て會見を遂げた譯であるが、其の時中西副社長は

「滿鐵は増資其の他の必要上から朝鮮總督府の鐵道買収計畫を目論見た譯であるが貴意は如何……………」

と切り出したので、和田氏は總督府部内の意見既に決したる旨を前提し

「朝鮮總督府としては、全然買収に應ずることは不可能であらう。何故と云ふに現在の委任經營をも不可として、既に直營の具體的意見が確定せる程であるから……」と答へたので、中西副社長も初めて朝鮮總督府がそこまで議論を進め、研究を重ねつゝあることを知ると同時に、問題は臆て中央に於て決せらる可きことを豫想し

「總督府が直營説を決せるとなれば已むを得ぬが、内閣の方針として滿鐵の買収を認むればまた總督府としても、之れに追隨する他なかるべし云々」

と答へたるに對し、和田氏も

「然し内閣が滿鐵の買収を至當と認むるものとも思へず、何れ問題は東京で決しやう……………」

と答へて別れたのである。

×

果せる哉、中西副社長は東上後に各方面に運動効を奏して、時の原内閣は朝鮮に於ける鐵道を滿鐵が買収する案を可なりとして、同年一月三十日の閣議に於て之を決定したのである。然も形勢の斯くなる可きは朝鮮總督府側でも豫め期し得た所であるから、齋藤總督は其の他の問題をも兼ねて東上して政府に接觸することとなり、東上後直ちに原首相に面談するや、原首相は閣議の決定せる結果を述べ總督に同意を求めた

が、齋藤總督は

「滿鐵側が如何なる事情より朝鮮鐵道の買収を策したるや知らざるも、政府が之れに賛成するは案外である。朝鮮としては統治策の遂行上からも斷乎として買収を拒絶する必要あるのみならず、總督府としては第一に統治策上、第二に私鐵其の他の取締り監督の便宜上、第三には財政的見地より滿鐵に對する委任經營解除の方針すら決定して居る程であるから如何様に言はるゝも之を承認することは出来ぬ。

……然し政府が國策上斷然朝鮮鐵道をば滿鐵に買収せしめざる可からずとするならば、自分の所信と大なる相違あるが故に、自分は總督の任を退く可し、即ち自分の辭任後に決行せられたし……」

と決心の固き所を示し、桂冠問題にまで言及したのである。

齋藤總督が此の時の決意の固かりし點に就ては、當時東京に在つて政府と總督との交渉の顛末を知れる者の語る所であるが、恐らく齋藤總督として「俺が罷めるから」

と云ふ言葉を公然と發しての交渉事は、在任期を通じて此の時だけの事であらうと思はれる。

×

當時の原内閣は、自發的にこそ滿鐵の朝鮮鐵道買収を策した譯ではないが、滿鐵側から提議さるゝや寧ろ雙手を舉げて賛意を表したものであつて、原首相としても頗る問題の經緯に注意したことは、政友會代議士高見之通氏の外一名を、政友會總裁の特使として朝鮮に派遣して、此の問題の適否即ち滿鐵の買収と、總督府の經營とが何れが是なるかを調査せしめた事實もある程である。政友會方面に於て斯くの如き熱心なる賛成者である問題を、兎も角、一時は保留の態で解決を他日に残さしめたのであるから、總督の決意固きは勿論、朝鮮總督府側の策戦をさゝ、怠りなかりしことは事實であつた。今にして考ふるならば齋藤總督が職を賭して迄も反對したことは勿論、政友會と親善にして而も押の利く水野總監が介在して居たことも該問題を保留せしむる

に好都合であつたらう。

政友會としては此の機會に、滿鐵同様、政黨の喰物とするに便宜なものを朝鮮にまで擴大せしむる譯であるから、極力滿鐵の提唱に賛成したのは當然のことである。と同時に、此の時に政府の主張が貫徹して居て鐵道が滿鐵のものとなつて居たならば、朝鮮に政黨々争の弊を惹起せしむる機會を多からしめたに相違なく、今日に於ける結果を想へば實に慄然たらざるを得ない。

×

然らば朝鮮總督府側の滿鐵に全部を讓渡することは勿論、委任經營の反對即ち直營説の根據は那邊にあるやと云ふことは、先づ齋藤總督が職を賭しても政府と………而も其の政府は自己を朝鮮總督に推薦せしものである………強硬なる論争を敢てせしむるに至つたものであるから、餘程の深き根底を有するに相違なく、また經濟的の利害打算比較も相當に審重なる研究を重ねられたものに相違ない。

日本は諸外國とは違ひ鐵道經營に對する主義をば、先づ國營主義に執つて居る以上は所謂「國權」なるものゝ抽象的概念と鐵道の夫れとは常に相一致し、之れを分離して考ふることは不可能である。斯くの如き見地からすれば既に國有たる朝鮮の鐵道を、一朝一夕にして一の民營會社たる滿鐵に讓渡することは不合理である、ましてや朝鮮の如き新領土の經營を目的とする別個の統治圈内に於ては尙ほ更のことである。と同時に國有が本體たるものを滿鐵に委任經營することも既に無意義である。と云ふ主張を先づ第一の根幹とし、鮮内私設鐵道の監督系統との聯絡關係並に直營による財政計畫の更新と云ふ風な點よりしても、委任經營は變態であつて之れを直營するが緊急事なりとする斷案が下され、隨つて滿鐵側の提案を是なりとした原内閣と正面衝突を餘義なからしめた譯である。

然し此の衝突に由つて、原内閣は滿鐵をして買収せしむる計畫を全然放棄斷念せしめたと同時に、總督府側としても直ちに委任經營契約を解除し直營に着手することを

留保し、即ち結果に於ては雙方とも現状維持と云ふ所に妥協が成立した態となつた。随つて其の當時既に總督府側に直營論が具體化しつゝありしに拘はらず、實際に之れを實現せざりしを以て總督並に總監の態度の煮へ切らざるを責むる者あるならば、そは其の裏面に滿鐵が原内閣と呼應して朝鮮鐵道乗取りを策したる事も、齋藤總督が職を賭して原首相と論争して一度閣議にて決したる所をも覆へせしめたる真相を知らざる者と云はなければならぬ。

X

前述する経緯よりして、水野總監の時代には既に直營を敢行する機會は遂に來らずして終つたのである。次の有吉總監の時代には如何と追求するに、機會は必ずしも絶無にあらず、寧ろ有吉總監がこれを捉ふことに甚だしく敏でなかつたと評し得るのである。また齋藤總督も自ら進んで有吉總監を動かし此の問題に奔走せしめんとも敢てしなかつたのである。

下岡政務總監は、着任するや直ちに朝鮮鐵道の委任經營の不合理に着眼し、直ちに直營の意肚を決したのであつて、また其の調査を命ずるや既に諸般の準備が遺憾なく整ひ居ることに意外とせるらしく、其の直營方針が樹立され而も之に伴ふ準備が斯くも整頓され居るに拘はらず、今日まで何故に放任されたりしや甚だ疑問とする所なりと側近者に漏したるに徴しても、直營に對する下岡總監の意中は察知し得るのである。而も問題たるや滿鐵にも、また我對滿政策にも随分と影響のある所であるから、單に朝鮮總督府が獨斷專行も多少憚らざるを得ず、中央政府とは充分なる協調を遂げたる上でなくては遂行困難であるけれども、憲政會とは切つても切れぬ關係深き下岡氏は、此の問題に關し黨の意嚮は勿論、加藤總理を初め殆ど各閣僚の夫れを個々に就てすらも豫め察知し得たのであつて、此の點は問題に直面して後に一々交渉を遂げた結果にあらざれば、閣僚の意肚が果して那邊にあるかを知り得ざるが如きに較べて問題解決上にどれ程の利便ありしか測り知ることが出來ぬ。更に亦、憲政會傳統の意

見が、偶然にも朝鮮統治の大局からしても鐵道を直營し、漫然たる所謂大陸政策と混同すべからざることに於て一致して居たのであるから、朝鮮總督府の鐵道直營に關する三大主張は、殆ど無條件的に憲政會を中心とする三派内閣を承認せしむるに至つたのである。

×

此の場合、政友會は中央内閣に於て必ずしも發言權を喪失し居る譯でないから、原内閣の當時に、滿鐵側の提議に賛成し一度は閣議に於て、朝鮮鐵道買収案を決定せる手前からすれば、極力この總督府直營に反對する立場に置かれた譯であるが、原氏を總理に仰ぎたる政友内閣全盛期とは、名は同じ政友會にしても、所謂政黨心理の上に餘程の變化を來しつゝあつて、決して同日に談ずることは出来なかつた。

下岡氏が政務總監として朝鮮に赴任するに際して、加藤總理の勸告する言葉の裡に「純真なる意味の憲政會の主張を朝鮮に延長擴大する使命云々」を直感し、黨を離れて

却つて黨人たる使命を全ふせんと決意せる夫れを、第一に實現せるものは蓋し此の鐵道直營の遂行であつたと稱し得る。また鐵道直營後の好影響として、最も顯著なるは十二年計畫の朝鮮鐵道網案の樹立を數へなければなるまいが、この如きも直營が實現されて居たればこそ成立を看たもので、依然として委任經營が存續して居たならば、假りに大村卓一氏の手腕家を鐵道部長に有したりとしても、其の樹立は不可能であると言はざるを得ない。其の他にも總ての方面を通觀して、鐵道直營は朝鮮鐵道政策の上にて一大革命期となり、此の時を機會に産業振興上に鐵道の利用價值を倍加した觀がある。

即ち前述の意味から推して、且つ春秋の筆法を以てするならば、朝鮮は鐵道問題に於て憲政會の黨是、主張に尠からず感謝して然る可しと言はざるを得ないではないか。

×

直營直前の鐵道部長は、和田氏既に去つて弓削幸太郎氏であつたから、直營説擡頭當時の企劃者として和田一郎氏、實行に直面せる實行者として弓削氏であると言はざるを得ない。其の幾ヶ月に亙る長時日、範圍の廣汎なる事務引繼の激務に當つた同氏は、可なり世評の紛々たる裡にあつて而も何等直營後初代の鐵道局長たらんとするが如き野望を抱かずして、單に眞面目なる城受取り役を勤めたる點は、其の心事の淡懷にして廉潔なるを尙ふしとするに足ると言ふべし。城明渡し役に當つてこそ悲壯なる心事を多く發見し得るが、城受取り役に當り而も城主たるの野望を少しも抱かざりし氏の心事は、また一種の悲壯さを覺へざるを得ぬ。

斯くの如く心事の廉潔なる城受取り役の後に、本格の城主として現鐵道局長たる大村卓一氏の來つたことも蓋し絶好の對照とも稱し得る。大村局長は寧ろ世人の豫期せざる人物……豫期せる範圍を遙かに超越せる人物であつて、國際的に名を知られた本邦鐵道界の錚々たる卓絶せる技能者を拉し來つた點は、前述する如く下岡總監の卓

越せる手腕と識見を立證して餘りあるもので、大村氏が後に支那政府より鐵道顧問として莫大なる年俸を以て招聘を受けたる時に『人間は月給の多寡を以てのみ動く譯にはゆかぬ』と稱して、拒絶せる邊りは、機會だにあらば内地轉出を企てんと焦慮する並大抵の官人達と同日の比ではない。氏が鐵道局長として如何なる信念を奉持するかこの一言を以て推すことが出来る。

## 海上興業の新標語と朝鮮

|| 海への開拓に目醒めよ ||

産業第一主義は故下岡總監により提唱され、恰も貴族院に於ける研究會の傳統政策たる是々非々主義の如くに、餘りに當然過ぎて平凡に墮したる觀なきにしもあらず。然し乍ら徒らに空稱を掲げて、人々に由つて解説にまごつき多種多様な解釋を下さるゝ如き不體裁はなく、兎も角に産米増殖計畫を樹立遂行の緒に就かしめ、更に蠶繭百萬石計畫の夫れをも略ぼ確定する迄の段取りを成し、朝鮮の朝野を擧げて産業に傾注せしむるに至つた効果、功績に至つては多大なるものありと云はざるを得ない。

然し産業第一主義によつて刺戟され乃至は覺醒された範圍を、冷靜に考察すると單に陸上に限られ、海上方面に對しては洵に舊態依然たる觀があると否定すべくもない。考への全然及ばざる乎、考へても尙ほ手の及ばざるのか兎も角に、水産國としては申

分なき天恵に浴し、現在に於ける生産額にしても既に一億萬圓に接近し（大正十四年全鮮水産業生産高は八千八百六十一萬圓） 當業者は二億萬圓に達せしむることは易々たることであると稱して居る朝鮮としては、産業第一主義提唱以來の「産業覺醒」の圏外に獨り水産の夫れを超然たらしむるは遺憾千萬と言ふべきである。

適々、内地に於ては我國の人口増加が年百萬を算するの聲が、意外に民心を刺衝する所あつて各方面から種々な新標語が提論されるに至つたが、其の中に於て「海上興業論」なる新標語は偶然なる發見にもせよ可なり注意を要す可き分子が比較的に多い。此の海上興業論なる新標語の含む總ての意義は直ちに以て朝鮮の斯業界覺醒の誘因とするに足りると思ふ。而して内地に於て新しく提唱されつゝある「海上興業」に對する一般の感念は、既に國勢の統一的虛名にほだされ、偉大なる資本事業に向つていやが上の便宜を供與し、彼等の繁榮を歡喜せんとするが如き域を脱して、小型船舶の獨立したる經營者に或る程度の安全を保障し小發動機船の普及の如きを第一次の目

標として、例を農業方面にとるならば自作農乃至夫れ以下の營農者を對照とする政策に近似する積極的勸業策に依らんとするものである。此の傾向の如きは特に朝鮮水産界の發達上に緊切なる要點であつて、總てに大資本を投じた大頭の企業を助くる爲に中以下の漁業者の自由の發達を犠牲にし易く、彼等の活動を邪魔する如き制度を嚴乎として支持しつゝある朝鮮の斯業界には、所謂「海上興業」なる新標語の刺衝する所は相當に重大なるものがあると同時に、斯業の前途に福音ともなる可き分子は可なりにあると思ふ。

一般的に考察しても朝鮮の水産漁業界は、將來に於て左の如き理由と條件に由つて顯著なる發達を遂ぐるに相違ない。即ち

(一) 發動機船の普及及無電設備の簡易なる發達に伴ふて、沖合漁業は年一年と長足の進歩をなし、今日は魚族の回遊棲息を待つて漁撈するに較べ、將來は魚族の回遊棲息を追ふて科學的設備に由つて漁撈に従事するに至ること。



(二) 淺海利用法が陸上に於ける土地改良事業の如くに發達し、干潟地多き天惠を利用して、養殖業は顯著なる發達を遂ぐるに違いない。

(三) 水産物加工の夫れが一般工業の進歩によつて發達し、農村工業化による副業の繁榮と同一法則で、漁村工業化となり漁村の副業として發達し、其の生産を増加するに相違なきこと。

更に朝鮮の地理上、其の半島たることは北及東に對しては、日本海は勿論遠く樺太沿岸に至るまでも漁業の勢力圏を擴張し得ると同時に、西に向つては支那海の漁業權を掌握するに條件を具備して居る。即ち耕作に限度なき海洋の核心を占め、而も鮮魚としての需要市場には内地を、乾魚其他の水産加工品の需要市場には更に支那を、何れも近くに有して居ることが、朝鮮水産界の強味であり、また茲が特に朝鮮に於ける所謂海上興業論の擡頭する有力なる根據である。

現在に於ては勿論、幾多の斯業振興を妨ぐ可き原因と缺陷を有するに相違ないが、

兎も角、殆ど無盡藏と稱して差支へない海洋の富源に就ては、陸上の夫れに對する如き注意と努力が注がれて居ないのである。随つてそれに對する努力と注意を喚起せしむる爲にも、吾人は海上興業の新標語を提唱せざるを得ない、而して其の論據たるや前節に述ぶる所の朝鮮の地形が最たるものと云はざるを得ない。續いて如何にして海上興業の振興を期す可きやの具體的内容論に入れば、可なりに細心の必要をそこに認めなければならない、先づ第一に内地に於て最近に提唱されつゝある新標語の内容は、決して國勢の統一的虛名にはだされて資本事業に向つていやが上に便宜を供與する域を脱して居る點に鑑みて、朝鮮に提唱せんとする夫れも略ぼ推定に難くないであらうと思ふ。現に昨秋、京城に開催せられた水産當業者の懇談會に於て、朝鮮海上拓殖會社設立論が擡頭して居た。又釜山に於ける朝鮮水産界の元老たる林駒生氏は、朝鮮水産業者が悉く困惑しつゝある水産資金融通上の一大會社創設を提説しつゝあるも、勿論是等の議論の起り來る根源には朝鮮斯界の現狀に徴して無理ならぬ點を多々認め、それ

を肯定せざるを得ぬとしても、これをしも以て今日の産業覺醒の一大標語たる可き「海上興業」の一手段として全部承認することには躊躇せざるを得ぬ其の趣旨や素より可なりと雖も、是等を設置せる結果に於ては、資本的利得を企てる者を生ずる懼れあるのである。單に恩惠を少數私縁の一部分に専らにして、同時に小弱なる多數者の競争力を奪ふに至ることを警戒しなければならぬ、先づ吾人の見解からすると、第一に現在朝鮮に於ける漁業權の分布は極めて不公平且つ亂脈なるものであつて、既に漁業令を改正して物權として取扱はしめよと稱し、また一部には國有にして一般當業者に國家より貸付せしむるが妥當なりと提唱しつゝある程であつて、兎も角に、水産業に於ける漁業權は農業に於ける土地の如く、斯業の根幹を成すものであるから、假りに前記の議論の如きは餘りに急激なる主張たるにもせよ、他に何等かの方法に於てこれを公平に分布するの必要を認めざるを得ぬのである。續いては現在の漁業方法をより以上に近代的に合理化し、出來得る限り豊凶に對する危險の分擔をなさしめ、一方には

需要に對する關係を顧慮して生産に従事することに努めなければならぬ。また第三には所謂中以下の漁業者の生産的または合理的の團體たる漁業組合の發達を促して、將來は漁業組合が水産漁業の中心たる狀況にまで進歩向上せしめなければならぬ。恐らくは漁業組合が健實なる企業者たる地位に到達すれば、今日の勸業行政上の宿弊たる補助制度の如きも本當に其の目的を達成し得るに至ると信せらるゝのである。

蓋し、(一)漁業權の公平なる分布、(二)漁業法の近代的且つ生産的合理化、(三)漁業組合の堅實なる發達を期してこそ、所謂海上興業の目的に一致するものであつて單に其の生産増加をのみ期待するが如きは淺薄なる觀察と云はざるを得ない。

## 土地改良事業進捗の鎖鍵

|| 資金融通との重大考察 ||

朝鮮に於ける土地改良事業の將來に就て或る一部の識者は、水利組合を組織して大  
中、小各地主が共同的に之を行ふことは素より漸増の傾向を辿るに相違ないが、大、  
中各地主が自己の所有地に對して、又は國有未墾地の貸付を受けたる者が個人事業と  
して土地改良事業に従事するもの、數は、案外に増加するに相違なし、と論斷を下し  
て居る。其の主張は果して何を根據として提唱されておるか不明であるが、吾人の  
豫感的觀察に於ても亦同様に個人の土地改良事業が著しく發達するものと一致して居  
る。

現在朝鮮内の個人經營に屬する土地改良事業は、昭和二年三月末に土地改良部から  
發表した小冊子の「朝鮮の土地改良事業」に記載する所によると、昭和元年十二月末日

現在に於て蒙利面積一五、七九七町四段歩に達し、其の内竣工せる分は八、九三〇町四段、未竣工の分は六、八六七町であるが、將來に向つては五十町歩内外の土地改良事業が特に國有未墾地の貸付によつて著しく増加することは、朝鮮の農事趨勢によつて察知出来るのである。また朝鮮の農耕地面積四百三十七萬町歩の内、鮮人所有が九割四分二厘、内地人所有が五分七厘、外國人所有が一厘と云ふ數字から推しても、正當な方法に於て内地人の朝鮮内に於ける土地所有餘地は、まだある譯であり、然も一個人が大規模に廣大な土地を一時に獲得すると云ふ傾向は、種々な意味によつて自制され勝ちに違ひないから、結局、土地所有の餘地はどうしても中地主階級の増加によつて充さるゝ他はない譯である。更に國有未墾地貸付によつて行はるゝ土地改良事業が、何故に内地人方面に多きかと云ふに、未墾地を一定條件の下に貸付を受け自己の資力と智識に由つて開拓に従事するが如き熱心さは、現在の狀況に於ては鮮人に較べて内地人の方がどうしても優つて居ることを一般的に否定出来ぬからである。

個人の土地改良事業に對する資金融通に關しては、現總督府土地改良部が水曜會其他に於て恒に殖銀又は東拓側に提示しつゝある方針としては、總工費の五、六割限度の貸付を行はしめ、剩る四、五割は事業者自らが他の方法に於て調達すべきを以てして居る。殊に國有未墾地の貸付に際しては、貸付認可申請人の身分審察の財産上の標準を飽くまでそこに置いて、出来るだけ利權屋乃至無一文の者がこれに籍口して徒らに銀行より資金を借出す弊を防いで居るのであるが、資金融通機關たる殖銀や東拓の態度が餘りに退嬰的であつたり、又は法規の正面解釋に固執する嫌いがあるため、事業進捗上に頗る不便多きものとして可なりに非難の聲が高く、遂には夫れを動機として朝鮮に別個の不動産金融機關設立論すら擡頭するに至つた程である。而も夫等の議論は必ずしも全部を肯定承認することは出来ぬが、吾人をして前記の個人の土地改良事業發達の前途を達觀せしむる場合には、傾聽に値するものが二三ある。即ち(甲)現在の金融機關が資金貸出しの一大標準たるべき工費の査定に正當を缺ぎ、餘りに低

廉過少に見積りつゝある點、(乙)既に貸付たる資金の用途に就て餘りに非實際的な解釋を持つ點等は、事業家側に寧ろ同情して可なるを信ぜざるを得ない。

工事費の見積り査定は土地改良事業の根本的大系とも目すべきものであるから極めて慎重なる考慮を要するのは勿論であつて、過少なれば工事に錯誤を生じ易く、過大なれば事業家側に懸引上の不當利得を與ふる餘地を存し易く、何れにも偏せず極めて正當を要するが、今日迄の實例に徴して殖銀乃至東拓が貸出しに際して査定する額は、實際の工費よりも過少なるは勿論のことであつて、甚しきものに至つては認可官廳が工事の認可に際して専門技術者をして爲さしむるものゝ五、六掛にすら達せぬのである。人を異にし、また同じ技術者にしても立場を異にする場合に多少の相違は免れぬにしても、餘りに相違が甚しく、而も同一工費に對する見積り額が斯くも相違しては所謂總督府の「工費に對する五、六割を以て資金融通の限度とす」と稱する方針も、事實上には二、三割の低額に制限されつゝある譯であるから、該事業の認可に際し、

官廳の査定する工事額を以て標準とし、尙ほかくして擔保上の不安あるとせば、他に擔保物件の提示を事業者に迫るも差支ない。事實に於て官廳の査定工事額では工費に不足を告ぐる程に官廳のそれも幾分過少であつて、決して過大なる場合はあり得ないのであるから、直ちにこれを貸出し標準とするも不便、危険は絶無と云つていゝのである。何れにしても貸出し標準たる工費の査定を二様にし、而も其の結果が兩者の相違に大なるものあることは正當とは評し得ないから、これに就ては金融業者も承服すべき絶對的のものを確定する必要がある。

如何なる土地改良事業經營者と雖も、一定の未墾地を一舉に事業を遂行する者はなく、二年乃至三年に分割して繼續事業として遂行するのが現状であるから、資金の如き豫め貸出額を協定して後は工事の進捗程度に随つて、區分して資金を借出すのであるが、第二回の資金借出しに際しては必ずや金融機關の當事者は、既に貸出しを終りたる資金の用途に就て明細なる説明を求むるが、此の際に殖銀乃至東拓は土地改良事

資業金なるもの、解釋を極めて狹義になし、當然土地改良事業に投せられたるものをも營農資金に轉用せることを口實として、第二回からは貸出を濫ることが頻々としてあるために、甚しきものは工事停頓の已むなきに至る者があることである。これは各般の事實によつて種々の経緯と内容を異にして居るから、一概に云爲することは出来ぬが、土地改良事業資金を一部分其の土地の耕地として完成された部分の生産的經營に流用することを責むるのも確かに餘りに狹義な解釋である。一方また其の程度如何によつては金融業者の主張をも肯定せざるを得ぬこともあらう。たゞ斯くの如き紛議の結果が事業停頓の已むべからざることを、大に惧れなければならぬのであるから、斯くの如き場合に土地改良資金と營農資金の用途別云々の差別を撤廢するか、然らずんば豫め用途別の項目を實際の狀況に鑑みて法規の上に決定し置き、事業者と金融業者の間に改良資金と營農資金の意義を分明ならしめて、兩者の間に解釋に就て尠しも紛議なからしむる必要がある。

要するに一度、當局が認めて土地改良事業の經營者として不足なき者とした者に對しては、殖銀又は東拓から圓滿に資金を融通せしめ、種々な紛議、支障の惹起なからしむる方法を講じ、以て事業の遂行を容易ならしめなければならぬ。前記の例の如きは僅に其の一部分であつて、將來に於ては更に種々な問題を惹起せぬとも限らぬから今に於て聰明なる考慮を拂ひ實際的に便利な土地改良事業に關する對策の樹立を切望する所以である。

## 水利組合の將來と朝鮮の農業

|| 注意すべき運用上の諸點 ||

土地改良事業は朝鮮の産業界に一大進境を劃すべきものに相違なく、同時に其の事業は直接に間接に影響する所其大なるものあることを特に銘記する必要があると想ふ。勿論、土地改良事業の一義的的目的は、産米増殖にあるけれども、其の産米増殖を達成する迄に其の事業の進捗する道程に於て種々なる副産物を所産するに相違なく、其の副産物的現象を綜合し、處理するに於てはまた豫期せざる効果を吾人の眼前に展開するに違いない、夫等の悉くに就て細心の注意を拂ふことなくば、單に耕地の數量的面積と産米を増加するに止ると雖も、朝鮮産業界の根幹をも成す筈の地方農村經濟の振興は敢て期待し得ざるやも知れぬに至るであらう。

殊に注意すべき點は、現在に於て土地改良事業の經營機關としては、水利組合を主

とし個人乃至郷黨的團結に基礎を置ける契の如きものは、從とし乃至は頗る輕視せることである。素より水利組合は、理論上に於て合理的の組織に相違なく、比較的卓越せる方法なるには相違なしと雖も、其の加盟者たる者の個々に就て心理的分解を試みるならば、随分強制加入を餘儀なくされたる者が多き筈であり、延いては水利組合に對する感情の穩やかならざるを抱く分子がある模様である。是等の者の中には、水利組合事業の性質を理解せざる爲にも由るけれども、大部分は比較的少數の大地主の利害を先にして多數にして而も小地主階級の者は、泣く泣く法の強制力に由て左右さるゝ其の點に反感を激成するのである。また組合成立後に於て組合費の負擔に堪へずして、遂に祖先傳來の耕地を手放すこともあり、また其の場合に其の耕地は、水利組合組織の率先者たりし大地主に兼併せらるゝの結果を惹起して居る。是等に就ての紛議は朝鮮の農村に於て幾百となく繰返さるゝのであるが、當局爲政者の言は「鮮民の無理解」なる簡單なる文句を以て極めて無難作に片づけられつゝあるのが常である。然

し乍ら無理解は當然の事である。智識淺く文化の低き鮮農民等が、短時日の間に水利組合組織の必要を認識し而も彼等の實生活に則して有利なりと斷定を下すが如きは、寧ろ木に倚つて魚を求むるの類である。何故に理解あらしむべく萬善の策をなさざるかは、吾人等としては其の怠慢を責めたい位に思はれてならぬ。

また水利組合偏重觀は、土地改良事業費の融通に當るべき金融業者にも之を有する所であつて、同じ事業資金の貸出しに際しても、水利組合に就ては積極的なるも個人に對しては頗る消極的であつたりするのである。

個人に對する態度が甚しく冷淡且つ消極的なるは尙已むを得ざる所とするも、郷黨的に且つ傳統的觀念に由つて組織せる契の如きが土地改良事業を、敢てせんとしても顧みられざるに至つては全く默視するに忍びざるのである。個人經營の場合乃至傳統的結束の契の如きが該事業を營む場合は、素より蒙利面積は過少であるかも知れぬが其の事業に對する感念は純眞であり、加ふるに興味の熱心さを多く持つて居るのであ



るから、今後は尠くも毎年三萬町歩をして土地改良工事を進捗せしめなければならぬ状態に於ては、一から十までを水利組合に託することは絶対に困難なるに相違なく、兩者相俟つて其の目的に進むべきであらうと思ふから、此の徒らに規模の大なるを誇り、内に強制的分子を多くして多くの者に一種の壓迫を覺へしむる水利組合偏重觀は或る程度まで打破させる必要を認めるのである。

然し乍ら、此の際、改めて注意するのは、吾人は決して水利組合制度の根本的否定論者ではないのであつて、水利組合が反感を抱かる、原因を去り、壓迫を覺ゆる窮屈さを除き、もう少し郷黨的の氣分、感情、利害に相一致せしむる態度に出づべきを強く提唱するに止るのである。と同時に個人にして眞面目に土地改良事業を企劃する者であるならば、水利組合の享有する保護と利益には機會を均等ならしめよと提唱する譯である。

朝鮮に於て組合と稱するものゝ代表的なものは、水利組合と金融組合の二つである

が、勿論、兩者の間には事業經營の機關たる本質に於て著しく相違はあるが、今日に於ては、兩者の第三者に與ふる印象も全く正反對の觀があるのである。即ち水利組合は如何にも資本主義的威壓觀を想到せしめ、金融組合には郷黨的な色彩と自由な雰圍氣を想はせるのである。是等は素より單なる初印象を基礎とした感覺的な論斷、批判に止るから、本質的にさうであるか？無いかの詮議立を敢てすべきものでないが、水利組合の運用上には餘程注意すべき何ものかを吾人に教ふる所が多大であると信ぜざるを得ない。

## 小作立法の緊急なる所以

|| 農村精神の更新 ||

朝鮮に於ける小作制度は、慣行の由來頗る遠く而も地方に依り、又地目に依り、或は土地の肥瘦作物の種類、所有者の相違に依つて一々内容を異にし、實に千差萬別であるから一様に律することは不可能である。殊に地主と小作人の間に介在する舍音なるものゝ制度は、其の由來する所は勿論、地主階級の大半が都會に居住する爲に生じたる便宜上の然らしむる所に相違ないが、現在に於ては、地主と小作人間の心の階調を失はしむる弊害の方が遙かに多いに拘はらず依然として存在し、また小作契約は大地主が特定の場合か又は近代に至つて進歩した二三の地主が證書を授受するものあるを例外として、一般には單なる口頭契約により定まり解約の如きも全く地主側の便宜任意に出てゝ自由なること即ち小作權の法的確認性が絶無である等の爲に、小作爭議の

紛議を惹起する原因と傾向を顯著にして居る。随つて小作制度の改善論は總督府始政以來屢々各方面から提唱され、殊に大正八年の制度改正後に所謂現在の文化政策的統治の行はるゝに至つては、各方面から愈々旺んに論究さるゝに至つたのであるが、當局は恒に「朝鮮の小作慣行は複雑にして而も傳統的であるから、一朝一夕に敢てすべきにあらず」と稱して容易に手を下さんとはしなかつたのである。然も昭和二年度豫算には小作慣行調査費なるもの僅かに七千圓足らずを計上し、全鮮に互り極めて精細なる慣習調査を遂げ其の結果に由つて必要な改正乃至は爭議調停の立法をなさんとするに至つたのであるから、甚だ氣の永い話で其の準備が成り更に小作爭議對策の爲に必要な立法が具體的になるのは何時のことか判り兼ねる譯である。

這般、總督府の發表した調査資料の第何輯かに小作制度及び其の爭議に就て實例と統計とを引用して詳細なる説明を下したパンフレットがあつたが、其れに由つても茲數年來朝鮮に小作爭議の發生は著しく増加し、而も其の原因、動機の九割近くまでは

小作權の確立せざる爲に、地主が（或る場合は地主の意志にあらずして含音が）任意に契約を解約せんとする場合、小作人は傳統の慣習上小作を存續せんとする要求に基いて居ることが判る。即ち是等は内地の小作爭議と全く類を異にし、法律上に小作權の確認を敢てすれば朝鮮の小作爭議の七八割迄は根絶し得ると稱して差支へないのである。斯くの如き簡單なる發生の理由にして、之が對策も頗る容易なるに拘はらず今日まで放任して顧みざるのは、全く爲政者としての重大なる怠慢と云ふの他はない。

然し今後其の對策を樹立するものとすれば、對策に就て重要な二三の考察點を指示し、これに對する當局の反省を煩はすことも決して徒爾ではない。先づ小作權を確立せよと云ふ主張は、單に重大なる農村の慣行を法律的に規定し、双互の者に保護を與ふべしと云ふ程度の立法的見解にのみ止らずして、地主は土地の所有であり、小作人は使用の實務者であるからして、國家乃至社會生活上からは『所有』を優待するよりも『使用』の實際を優待すべきである、と云ふ議論に出發して居ることに注意した

いのである。現在の制度と慣習上に於ては、朝鮮の小作人は「土地使用者としての實際權」が確認されて居らず、單に地主と稱する所有の確認されたる者の上に雇傭關係の存在であるに止まるから、地主に對する從屬地位を離れて居ない。其の不合理を棄て、地主としての所有と同一標準にまで小作人の使用を進める意味に於ての小作權の立法確認でなければならぬ。

由來、地主に對する優待、これを換言すれば土地の所有を使用以上に優待することは、朝鮮の現状許りでなく我邦の封建時代の如く土地に關する租稅が國家財政上の重要な地位を占めて居た時代には、過當に迄地主を保護することも已むを得ざる一般的傾向であつて、明治維新以後と雖もまたそうであつた、所が土地に對する租稅が必ずしも財政上の重要なものとならざる今日、使用乃至は生産の直接當事者が負擔する他の稅が却つて彼れを超過するに至つては、彼我の待遇が國家乃至社會生活の全體の認識によつて行はるゝものとせば、土地所有への傳統的優待が永遠不易のものた

ることは容されなくなつた譯である。この觀察論は朝鮮にも適合一致しなければならぬ。即ち現在朝鮮總督府の租稅收入は約四千八十餘萬圓で、其の内に地稅は成る程一千五百二十四餘萬圓で他の何れの租稅よりも多いには相違ないが、最も一般的負擔の性質を帯びる酒稅の九百八十八萬二千餘百圓と砂糖消費稅の百八十七萬八千餘圓を合せたゞけでも既に地稅に接近して居るが、關稅の九百九十三萬八千餘百圓を加ふれば却つて優に超過するのである。全部の歲入二億一千萬圓に對比すれば一割にも當らぬのであつて、地租即國家收入の大半を占め國家財政の根幹を成しつゝあつた昔年の夫れとは大に越きを異にしつゝあるのであるから、土地所有優越觀は爲政者も其の迷夢から醒めて然る可きである。即ち財政的見地からも所有者たる地主も、使用者たる小作人も國家的保護を均等にさるべきものである。

また小作對策の立法は、農村經濟の振興上から小作人の負擔輕減を主として行はるべきことである。從來多くの小作關係の立法は、小作爭議を取締るとの意味に於てな

された爲に小作人の利益を種々なる方面から制御するに適し、地主側が所有者としての権利に就ては其の濫用に至ると雖も全く顧みぬ點が多々あつて、全く片手落のものであつた。斯くの如く小作關係立法が一つの階級に便益多くして、他方の階級に薄いと云ふことは、階級の相違に應じて法を二にするの不合理と同様であるが、而も國家乃至社會生活全般から看する時には、小數階級のために多數階級の利益向上の機會を抑止する結果に陥つて居るのであるから、立法として既に正當を缺ぐことは勿論である併し小作關係の立法に於ては以上の如き弊害は、單に夫れのみならずして、地主たる一方の階級に利便多く、小作人たる他方の階級に不利多いものとすれば農村經濟上實に油々敷結果を齎すことを憂慮しなければならぬ。

朝鮮農村の小作人の多數は、成る程昔年の彼等の生活から比較するならば餘程向上された生活を續け得るに至つたと稱し得るにもせよ、朝鮮統治の目標を所謂文化主義に置く爲政者として、彼等の生活は理想的に改善向上されたりと揚言し得る程度にま

では決して到達して居ない筈であつて、依然として悲惨たる生活容式を脱却し得ないのである。換言するならば單に食を得る程のもので生甲斐ある生存を享樂しては居ない、而も地方文化の開發さるゝに隨つて、彼等の環境も漸次に消費を多からしめ、色彩と刺戟を欲せしむる様に移りつゝあるのであるから、小作人の生活に對する不満乃至生活全般の向上を要求する心理は愈々熾烈ならんとして居る譯である、此狀況に置かれ乍ら一方に於て生活を向上せしむべき經濟的餘裕が與へられなかつたとすれば何事も無爲にして土居生活に等しきものをも甘受し得た昔の小作人の方が寧ろ幸福であるとも云へる。此の意味の觀察論からするならば小作爭議の如きは單純なる取り分多寡を云々するが如き淺薄なものでなく、生活に對する認識を強め來つた彼等が生活に對する單調と不満を訴へることは根原を有するものと看なければならぬ。然るに朝鮮に於ける農村の現状よりして、小作人の苦悶をより以上に深刻ならしむる材料はこれを多く發見し得るも、緩和し人心の慰安を得しむる材料は甚だ乏しいのである。其

對策の根本は素より農村經濟の發達を期し小作人自身の生活に餘裕あらしむるに如くはない。副業獎勵の如きは素より緊急たるを失はぬが、先づ第一耕作の根底を成す小作權を確立し小作關係立法を彼等の爲に有利ならしめなければ恐らく他の問題は枝葉末節たるに過ぎぬ。随つて小作關係の立法に於て茲を忘れて單に表面的に顯れた争議件數減少の如きを以て目的の大部分なりとするにあらば、全く其意義を成さぬのである。

## 朝鮮金融體系の整備に就て

### || 重大なる五個の考察點 ||

總督府が今春來、朝鮮金融制度調査準備委員會を組織し、財務局長を委員長に、其他財務局の高等官並に民間の銀行當業者よりも三四の委員を擧げ、頻りに調査を急ぎつゝあるとは、要するに朝鮮に於ける金融系統の統一と整備に就て、具體的方法や意見を茲に求めんとするに他ならぬのである。該調査會の内容は嚴秘に附せられて居るので、果して如何なる討議項目が擧げられ、且つ如何なる程度まで討議が進捗しつゝあるかを、明確に知ることが出来ぬが、兎も角、事毎に議論百出して、殊に都市金融組合の發展が乙種銀行を壓迫せんとする趨勢よりして、財務局側委員と、銀行側委員との間には金融組合の改善に就て、著しき意見の杆格を生じ、暫く審議を停頓するの已むなきに至つたと傳へらるゝ程であるから、金融系統の整備に關し或る程度の具

體的意見を纏める迄には、尙ほ可なりの時日を重ねる必要あるものと思惟される。

恐らく朝鮮に於ける現在の金融機關の系統は、朝鮮統治に着手せる當時の過渡期の夫れに、部分的に隨時改善を加へたるものであつて、漫然たる内地模倣が雜然として行はれつゝあると言ふの他はない。成る程、各地の農工銀行（全く内地の農工銀行を模倣せるもの）を糾合統一して生れたる現在の殖産銀行には、幾分の朝鮮味とも稱すべき或物を加味せる點なきにあらざるも、金融組合の發達が今日程に達することを豫想せざりし當時その儘に、今日まで持越れたる點に幾多の不便不合理を認められつゝある。所謂過渡期の所産として今や大々に其の改善は必要とせられ乍ら放任されて居る有様である。其の他、東拓が一面に於て不動産貸付を行つて恰も、不動産銀行としての實際的作用の一部をなしつゝあるのも、今日の經濟狀況に照して果して現状維持に甘んずべきや否や等、幾多の疑議は存する譯であるから、抽象的に朝鮮に於ける金融系統の整頓は、何等否定すべき點を認め得ないのである。換言すれば朝鮮に於け

る金融系統の整頓は、議論の時代を脱し既に實行期に入りかけたるものである。随つて其具體的方法等に至つては尙幾多の研究、考慮の餘地を存するものに相違ない。

×

都市を中心とする一般商業金融の機關としては、朝鮮銀行を中央銀行とする普通商業銀行を以て配するの原則は、理論上に於ても當分は現状維持の已み難きものと言はざるを得ぬ。勿論、朝鮮銀行の中央銀行としての價值如何、其の作用の擴張如何については、尙ほ相當の考究餘地あるは事實ならんも、これは單に朝鮮銀行の改善論の範圍に止るべきものであつて、朝鮮に於ける金融系統の改善論としては、暫くこれを他に保留するを至當と信するのである。

附記、吾人は朝鮮銀行を朝鮮に於ける中央銀行とし、發券權を保有せしめつゝある現制度は、帝國の特殊經濟地帯たる滿蒙への經濟發展上、更に金輸出禁止を持續する必要がある狀勢に於ては、朝鮮銀行をして中央發券銀行たらしめる必要を絶対に認むるものである。

然る以上は朝鮮に於ける金融制度の整備論は、先づ普通商業銀行乃至、動産金融の方面には、早速に改善を必要とするものは、區々たる枝葉に互つて存するも、根本原則上には認め得ずして、問題は不動産金融の方面に比較的多く存するものと言はざるを得ない。

×

朝鮮の如く農業を専らにする土地に於ては、先づ土地を主なるものとして、其他の不動産に對する金融機關の充實普及こそ最も必要とし、且つ其の機能の發揮に期待する所多大なるものあるべき筈なるに、今日に於て朝鮮の不動産金融機關としては、素より殖産銀行を經とし東拓を緯としつゝあるも、確乎たる不動産金融の中樞的機關に缺如せりと斷言して憚らざるものあり、勿論、殖産銀行は各地に分立せる農工銀行を合同して創立せる其歴史に辿るも、亦其の表面的使命なるものに就てみるも全く不動産銀行たるに相違なきが、同行の業務は餘りに多岐に互り殊に

一、爲替及荷爲替に關するもの

二、信託の業務に關するもの

三、預り金又は地金銀、有價證券の保護預りをなし、朝鮮總督の認可を受け他の銀行の又は東拓の業務を代理し公共團體の爲に其の金錢出納の取扱を爲すこと

四、朝鮮總督の指定に基き普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並に諸手形割引の業務を營むこと

五、大正八年以降は貯蓄預金の業務を行ふこと

等は尠からず考慮を要するものなしとせず、是等の掲記せる業務を他に移譲するとなすも、殖銀の不動産銀行としての活動を絶対に妨ぐるものとは言ひ得ないのみならず、寧ろ或は他に移譲することに於て不動産金融機關としての純粹なる發達を期待し得るやの感があるのである。

右に列記せる全部の業務を今直に他に移譲するの可否に就ては、また多少の議論が



あり決して極端なる改革論のみに耳を傾くべきではないが、第二項の信託業務に關するもの並に第三項の夫れは暫く他日に譲るとしても、第一項の爲替業務、第四項の普通銀行業務に屬するもの、第五項の貯蓄銀行業務に關するもの等は最も議論の焦點たらんとしておるのである。今是等の業務の何れもに就て殖銀が果して如何なる業績を擧げつゝあるやの分析的の論述は第二として、是等の普通銀行並に貯蓄銀行としての範圍に屬する業務を兼營するを可能ならしめた殖銀創立當初の朝鮮の經濟界に於ては、貯蓄銀行は素より普通商業銀行と雖も主なる都市を離れて、一步地方に入る時は全く備はつて居なかつたのであつて、殖銀の如き支店機關を多く有する夫れに兼營せしむるのは時宜の措置であつたに相違ない、併し乍ら今日の狀勢は當時とは大に趣きを異にし、如何なる田舎に入ると雖も金融組合の所在する他に、一般普通銀行と雖も民衆の取引に差したる不便を感じしめざるまでに發達し、却つて或る地方に於ては、小銀行濫立の弊害の夫れをすら認めておる程であつて、敢て殖銀の所謂支店網に待たずとも地

方經濟に其大なる支障を與ふること尠きに至つて居るのであるから、殖銀をして純然たる不動産金融機關に還元せしむるも、不可なき時に至つたとも觀察し得るのではあるまいか。

×

東洋拓殖株式會社は、廣く朝鮮の富源開發の目的を以て特に法律を發布して設立したる特殊會社であるが、一面に於ては朝鮮の農業金融上閑却すべからざる位置を占め第一は定期償還貸付法により移住民の移住費貸付、農産物擔保貸付、不動産擔保貸付、公共團體又は之に準する産業團體及農業者十人以上の連帶者に對する無擔保貸付、第二は年賦償還貸付による移住民の移住費の貸付、不動産擔保貸付、公共團體又は之に準する産業團體に對する無擔保貸付等で、昭和二年六月末に於ける鮮内の貸付金總額は五千二百二十五萬圓に達して居るのであるから、農業金融機關としては殖銀と相並ぶべきものに相違ない、而も前記の如く貸付方法に幾多あると雖も實際に最も多く行

はれつゝあるのは、不動産擔保貸付であるから實質に於て朝鮮に於ける不動産金融機關として、特に農業金融上に發揮しつゝある機能には可なりに注意を要すべきものがある譯である。

不動産金融機關として東拓が、殖銀に比して有利なる立場にあることは、擔保流れの物件を利用して自己が直ちに事業經營者の立場に立ち得ることであつて、東拓自らの貸付方針も又、他日借主が辨濟不能なるに際しては直ちに自己が經營の衝に當るべきを豫想し、採算して貸付を行ひつゝあるが故に、鮮内に於ける貸出に關しては餘り多くの不良貸を有せず、數年來東拓の整理問題が喧傳されたるに於ても其の大部分は、滿洲及青島方面に之れを有し、鮮内に於ては決して顯著なるものを發見し得なかつた點に徴しても其の邊の消息を窺知するに足りると思ふ。随つて朝鮮に於ける一大不動産銀行設立論として、殖銀の商業金融を分離し、これに東拓の金融業務を併合せしめよと説く論者なきにあらずと雖も、それはあまりに極端なる劃一的の主張にして、朝鮮

の如き拓殖事業の過度的過程にある地方の拓殖經營機關より全然、金融の便を失はしむることは決して妥當なるものにあらずと云はざるを得ぬ。之を要するに東拓の現制度は、朝鮮の金融系統整備の爲に大なる變革を與ふるは決して妥當なりとせず、暫らくは現狀を支持せしむるも差支へなしと云ふに歸着せざるを得ないのである。

附記 朝鮮殖産銀行の暫定的に兼營せる一般商業金融を分離せるものに、東拓の金融業務を併合して所謂朝鮮拓殖不動産銀行を設立せよと提唱する議論あり、此の議論は素より純理に於て差したる不都合なきに相違なきも、斯くては残る東拓が僅かなる移民事業と單なる地主として存するに過ぎずして、寧ろ朝鮮に於ける拓殖經營機關としての東拓が存在の意義は、全然喪失せしめられたるものと云はざるを得ず、吾人の主張はそこにまで到達せずと雖も、現在の諸機關に多少の改善を加へ、出來得る限り既設機關の存在をも有意義ならしめて朝鮮に於ける金融系統の整備を期せんとするの意なることを諒とせられたい。

X

金融組合の將來を如何に處して指導すべきかは、必ずしも不動産金融機關としての問題にあらざるも、朝鮮の金融系統の體系を整ふる上には緊切重大なる問題たるを失

はぬのである。随つて總督府の金融制度改善準備委員會に於ても財務局側委員と、民間銀行側委員の間に意見の杆格著しき結果、議論の沸騰せる所以もまた實に此の點に存するのである。金融組合は内地の信用組合と必ずしも同一ならずと雖も組合員間の相互扶助の精神に出發したる機關たることに於て決して相違しては居ない。而も朝鮮に於て著しき進境をみせた所以は、其の創始時代に於て未だ他の合理的金融機關の普及なく、且つ資金の融通に就て全く體驗なき鮮人殊に地方農民が、これに加入することに由つて初めて資金融通の有難味を知り遂に金融組合ならざるべからずとする感念を抱かしめたるに由るもの多大なりし結果と評さざるを得ない。而も金融組合の發達顯著なる今日に於て、聽て一般商業銀行殊に乙種銀行の領域を侵し夫れを壓迫すること頻々たるに徴して、金融組合と乙種銀行との關係を如何に調節し、區域を限界すべきやの問題は重大なるに至つた譯である。

併し乍ら其の議論の發生する最も根幹を指摘せば、金融組合が組合員の預金を吸収

し、組合としての一口の預金額に制限あるも組合員の子弟、同居人と稱するが如き其他一般的種々なる便宜取扱に基き極めてルーズに、恰も普通銀行が預金を吸収すると同一筆法に於て預金を吸収する結果、一般銀行としては先づ第一に預金爭奪戦を惹起せざるを得ぬことに立至ることであるが。現在の總督府財務當局は銀行間に於ける預金爭奪は嚴に戒め乍ら、金融組合が乙種銀行と預金爭奪のスタートに立つことに就ては極めて寛大なる態度を以つて臨みつゝある觀があるのである。而して資金融通のため其の機關の利用は加入者たる組合員に原則としては限られ、加ふるに相互扶助共同精神に基く金融組合と、一般金融機關たる商業銀行との間には、資金融通の機關として原則的に利用者の限定的なると、一般的なるとの相違あると同時に、其の需要資金を蒐むるにも自ら兩者の間には異なる所あるのが當然である、然るに金融組合も一般銀行も同一市場に立ちて預金の吸収に營々たるに於ては、確に限定的資金の需要を充分ならしむる爲に、一般的資金の需要に支障を來さしむる不公平に歸着せざるを得

ぬ。また金融組合は需要資金の調達に對して低利資金の利用、殖産債券による資金の融通等の特典が與へられつゝあるに拘はらず、一般商業銀行には全くそのことなく随つて手元需要資金は悉く預金の吸収の一途に俟たざるを得ない立場にあるのであるから、一般市場に於ける預金吸収に對しては金融組合の積極的態度に出づることを充分に戒めるが寧ろ當然の處置にして、この緩急調節は實に今後に於ける朝鮮に於ける金融界の緊急事たるを失はぬのである。

×

更に朝鮮に於ける金融問題として重大なる考慮を拂ふ必要あるは、土地證券に關する制度の樹立である。

朝鮮の如く古來傳統より農業を以て産業の主要素となし今日に及べる地方に於ては土地を除いて他に資本の投資せらるべき有力なるものは極めて寡少なりと云はざるを得ないのである、換言すれば他の生産工業の目星しきものもなく、商業の隆盛なる發

達を見なかつた朝鮮に於ては『土地即資本』の一言に盡きて居るのである。多少なりとも資本に餘裕あるものは、常に有利なる土地を新に購ふことを以て究極の目的とせる觀があるのである。然も此の所謂『土地資本』の朝鮮に於て近代的經濟組織の擡頭に刺戟せられて、農業を合理的に經營するにも、また他の方面にも資金の需要を幾分なりとも覺へ來れる今日に於て、土地を更に資金化（寧ろ『資本即土地』を更に資金に還元すべく）するにあらざれば他に決して資金を需め得る途は絶無なのである。即ち此の意味に於ても更に積極的な活動を敢てする有力なる不動産銀行の必要なる所以は明瞭となる譯であるが、土地證券の發行を許し之を直ちに資金化する便法をも極めて必要なることに相違なく、而も朝鮮の現状よりするならば、廣汎なる土地證券發行制度にあらざるも、一定の耕地にだけ其の發券を限定して許すも差支へないと信ずるのである。其の具體的細論に就ては他日に譲るも、内地に於てすら既に土地證券制度の必要を論ずる者あるに至つて居るが、朝鮮に於て其の必要が内地以上に痛切なる

は今更贅言を重ねるまでもないと信ずる。

以上幾多の方面より觀るも、朝鮮に純然たる、然も合理的の不動産金融機關の、出現を堯望されつゝある機運にあることは事實である。

## 朝鮮と拓殖省設置問題

|| 問題の比較検討と事務大臣設置論 ||

政界の一角に低迷して居た拓殖省設置の噂は、いよ／＼實現性を帯びて來て、行政制度審議會總會は設置要綱並に官制の立案を具體的に決定した。廣義なる意味の植民地が單に臺灣の一ヶ所に限られたる明治三十年時代に於てすらも拓殖省を設置せしことあるに鑑みれば、滿蒙政策、人口食糧政策、移植民政政策の解決急を要しつゝある今日に其の實現は、原則的に異論なしと云はざるを得ぬから、政黨者流の閣僚の椅子を増加せしめんが爲に茲に想到せるや否やに就ては、餘り忖度することを避ける。單に吾人は拓殖省設置の實現が、朝鮮統治の遂行上に甚大なる影響あることを思ふて、特に論評の必要をそこに認むる譯である。

X

今回の拓殖省設置案は、朝鮮及臺灣は勿論、關東州、南洋群島並に滿鐵附屬地に關する事務を初めとし、滿鐵に關する事項、移植民事務、拓殖事業の指導獎勵に關する一切を掌らんとするもので、其の權限は可なりに大である。外國の例に徴すると英國が自治領植民地、皇領植民地及保護國、委任統治地を總轄する爲の中央植民地政務機關としての植民省に頗る相似するものと思はれるのであるから、帝國の現勢が單なる臺灣の領有、朝鮮の合併統治と云ふ以外に種々な意味から、また種々な領土に向つて而も複雑せる關係を有する今日としては、其の設置を肯定せしむ可き論據も多くなつて居るに相違ない。

隨つて、其の設置は中央集權主義の餘弊と目すべく、拓殖行政の劃一主義に墮する虞れありと前提して反對するのも決して妥當ではないと信せられる。即ち拓殖省は或る植民地に指揮監督を根本條件とするも、或る統治領に對しては單なる連絡機關としても差闕へなきのみならず、尙ほ足りるのである。朝鮮側の立場からすれば、寧ろ此

の連絡機關としてこそ其の必要を痛感するものであつて、拓殖省設置の意義の大半を茲に認めざるを得ぬ。

X

たゞ拓殖省官制上の問題として、拓殖大臣と朝鮮總督との權限上の關係如何、制令權の存廢如何は頗る重大なる考察點であり、而も重大なる考察となる所以は、これが如何によつて朝鮮統治の特異性を保持することの難易如何に歸着する譯である。朝鮮總督が官制上に有する制令權……即ち立法上の一定權能は、特殊性ある統治を朝鮮に行はんが爲めの根本的必須條件であつて、制令權の得喪如何は決して體面問題やまた行政學上の解釋の相違論から割出されたものではないのである。故に朝鮮統治のために根本的必須條件たる總督の有する其の立法上の一定權能を失はしめて拓殖省を設置せしめんとするものであるならば、重大なる道義的根據より特殊性ある朝鮮統治に臨むに、徒らなる劃一主義の拓殖行政を強ふることになるから、吾人は斷々乎として反

對するの已むべからざる者である。

×

然し乍ら、其等に就て吾人の主張通りに拓殖省が設置さるゝとしても、尙ほ比較研究の餘地は多々ある譯で、賛否相半ばせる批評を聞くのである。先づ拓殖省設置賛成論者の主張とする所は、現在の朝鮮總督は總理大臣を経て天皇に直屬して居る點に鑑み其の権限は今日以上に絶對に縮少さるゝことなし、と前提の下に於て

一、豫算關係に於て従來は大藏大臣を通じて總督自身が内閣に交渉して居たが、新設の拓殖大臣に於て閣員の一人として植民地豫算の爲に極力主張説明することが可能となる。

二、政黨内閣の發達に伴ひ拓殖大臣と朝鮮總督の間に關係密接となるに随つて、政黨の朝鮮問題に關する理解を促進せしめ、廳では朝鮮統治策の遂行に容易となること。

三、人事行政の點に從來の如く内地と朝鮮と區別が劃然たることなく、其の按配に融通性を加ふるが故に適材適所主義の妙味を發揮すること容易となるべし。

四、政黨を背景とする利權屋の襲撃に對して、朝鮮總督はこれを中央に轉嫁すること可能となり、却つて超然たるを得るに至るべし。  
と數項を掲げて居る。

×

然しこれに對して、勿論相當有力なる反對論もある譯で、

一、豫算關係に於て従來に比して朝鮮の爲めに有利有力なる主張を拓相はなし得るものと思惟せず、何となれば拓相は必ずしも朝鮮の爲めのみ主張するものにあらず、拓殖省所管の全般に就て考慮せざるべからず、随つて従來よりも朝鮮特殊の事情に訴へて強硬に主張するが如きことは却つて不可能なり。

二、朝鮮の事項は北方局の一局に於て處理さるゝのであるから、南方局に屬する臺

灣、南洋等が加はつて夫々事情を異にするが故に、一省一大臣としては朝鮮の特質を認むること容易ならず、随つて劃一主義に墮する虞れあり。

三、政黨政治の悪弊が朝鮮に浸潤し易く、折角に擡頭しつゝある朝鮮特殊の事情に則る地方自治が攪亂さるゝに至るべし。

四、何れにしても結局は朝鮮總督の権限縮少を招致し易く、統治上重大なる支障を來すべし。

と云ふ諸點にあり、其の何れもが相當に肯定さるゝべき根據を持つて居るのである。

×

要するに拓殖省設置に關する朝鮮統治に對する影響如何は、前記の賛成論と反對論に就て慎重にして冷靜なる比較検討の上に、初めて其の歸決を得べきものであつて、事實上の問題としては素より無條件賛成論にも對しても大に躊躇せざるを得ざると同時に、反對論の夫れにも單に杞憂に過ぎざらんと思惟すべき點を認め得る譯である。而

も此の問題に就ては更に拓殖大臣は當然に朝鮮總督を兼任せしむる云々の一策を以て、朝鮮總督の権限問題の前に横はる難關を解決せんとする意嚮を政府の要部に有しつゝあることは、大に注意を要すべき事實である。

以上の傳へらるゝ所に、果してどの位の確實性を有するかは疑問であるが、兎も角拓相をして朝鮮總督を兼任せしむべしと稱する主張の第一出發點は、拓殖省設置の原則に於ては朝鮮總督の権限をば他の植民地長官と共に劃一的の或程度まで縮少し、而も権限縮少の曉に朝鮮總督に閱歷、手腕、徳望の點に於て缺くる所なき人物を以てせんことは不可能なるを豫期し、拓相兼任の其の名に於て所謂一流人物を擧げんとする意肚に他ならずして、全く窮餘の一策たるに過ぎぬものである。而もまた其の兼任説が實現したりと假定するも(一)多忙なる朝鮮總督と多忙なる拓相の職を、一人にして同時に兼ねることは事實上不可能なることであり、假りに名目の上に於て兼任し得たりとするも何れか一方の職責を盡す上に缺くる所を生ずるに相違ない。(二)今後の内



閣は必ず政黨出身者を以て組織さるべき趨勢に置かれ、久しく政黨關係を超越せる陸海軍の軍部大臣に於てすらも文官任用説が有力に擡頭されつゝある現狀に鑑みる時は新設されんとする拓殖大臣に就ては政黨關係を超越せる人物を擧げんとすることは絶對困難であるから、結局他の大臣同様に政黨出身者を以てすることゝならざるを得ぬ、而も其の人にして朝鮮總督たるに於ては、朝鮮總督は内閣の更迭毎に更迭せざるを得ずして遂に朝鮮統治上重大なる支障を來すに至るべし。

即ち以上の二點は朝鮮統治の特殊性を信する者に對しては、絶對に忍び得ざる苦痛であつて、萬一にも斯くの如き結果に於て拓殖省を設置せんとするものであるならば吾人等は直ちに而も斷乎として反對論に雙手を擧げざるを得ないのである。

×

更に制令權の存廢問題に就ては、拓殖省設置の曉に於て果して朝鮮總督の權限を縮少せしむるものとせば、或は當然の歸決なるやも測り知れぬが、之れに就て臺灣總督

の律令權の存廢問題と相關聯して論議せらる。現狀に對しては、大に反對を提唱せざるを得ぬのである。臺灣總督に律令權の必要ありやなしやの點は、決して朝鮮總督に制令權の必要ありやなしやの議論と同一視すべきではないのである。更に説明を加ふるならば、臺灣總督に律令權の必要なしとするも、朝鮮總督に制令權の必要なしと論斷することは大なる誤謬である。また何人と雖も單なる領有地の統治と開拓の爲に存する臺灣總督府と、朝鮮總督府との間には統治認識の上に大なる相違の存することを信するであらう。然るならば之れを同一の取扱を敢てすることの不合理なるをも知らなければならぬ。と同時に朝鮮總督の有する制令權は、決して總督の地位を高くせんが爲めの名聞上の裝飾品でなくして、朝鮮統治を總轄する機關として缺ぐべからざる要素である以上は、其の要素を奪ふて尙ほ且つ特殊性ある朝鮮統治の總轄に當らしめんとするは、或る意味に於て不可能を人に強ふるの迂愚に等しいものと稱せざるを得ぬのである。

積極的に而も忌憚なく吾人に其の所信を吐露、提唱せしむるならば拓殖省設置論より朝鮮總督府を全然切り離して、寧ろ朝鮮統治に關する事務的責任を負ふべく朝鮮事務大臣をば、閣僚の椅子に加ふることこそ眞に朝鮮統治の重大性を認め且つ其の事務を處理するに妥當なりと云ふのにある。

## 朝鮮に於ける鐵道事業

|| 其の特異性及留意點 ||

明治三十二年京仁鐵道會社の手に依つて、仁川永登浦間二十哩三分の營業を開始されたるを嚆矢として、最近に於ける營業哩は國有線一千三百四十一哩六分、私設鐵道四百九十八哩八分の合計一千八百四十四哩四分の營業哩を有し、更に國有鐵道新規計畫に基く新線建設の豫定線の延長哩八百六十哩、私設鐵道の工事施行免許線の八十九哩九分を有する現状よりすれば、朝鮮の鐵道は異數の發達を遂げたるものと稱するも決して過言ではない。勿論、これ迄には國有鐵道のみにて資本投下額は約三億萬圓に達し、今後の投下資本額は新規計畫の分に二億三千餘萬圓、既定計畫の分に八千九百萬圓の總計三億二千萬圓を必要とし、私設鐵道に於ては拂込投資額三千三百四十萬圓、社債及借入金の投資額、二千八百五十八萬二千圓を有し、また私設鐵道に對する國庫

補助額は、大正四年以降昭和元年までに千八百四十八萬八千圓を算して居るから、國有と私鐵を通じ投下せられたる資金は既に三億八千餘百萬圓に及び、今後に於ては前記の如く確定線に對してのみにて國有並に私鐵を通じ三億六千餘百萬圓の巨費が、今後僅か十年内外の間に投資さるゝのであるから、資本投資額に於てもあるゆる産業の開發上の資金投下額中に於て尤なるものに相違ない。

斯くの如く鐵道に關する數字は、比較的貧弱なる朝鮮に於て顯著なる地位を占めては居るが、普及の程度を内地、北海及臺灣に於ける人口並に面積に比較して見ると、面積百方里當りの哩數は、國有線及私設線を合して本州四十九哩四分、北海道二十八哩八分、臺灣三十五哩七分であるが、朝鮮は十二哩五分に止まり、又人口十萬人當り哩數は、同じく本州十六哩二分北海道六十五哩九分、臺灣二十哩九分に對して、朝鮮は九哩一分の僅かなる比率に過ぎぬのであるから、比率の點に於て其の發達普及はまだ幼稚たるを免かれぬ譯である。假りに朝鮮の鐵道地圖を案じてみても判ること

であるが、現開通線は素より新規計劃による豫定線並に私設鐵道を加へてみても、縦貫線を完成し一部の横斷線乃至海岸線を得るに止つて、未だ嚴格なる意味に於ける『鐵道網』を成するに至らぬのであるから、隨つて其の前途たるや頗る遼遠と言ふ可きである。

X

國有たると私設たるを問はず鐵道の經營は、極めて特殊の場合を除き、収益を基礎として營まる可きものとするに於ては、鐵道の普及發達は必ずや鐵道を必要とする經濟的要求の生るゝにあらざれば、假りに如何に多くの資本を投下する意志ありとするも有機的なる合理的發達は遂げ得ないのであつて、鐵道の普及發達がまた産業の開發を促進して所謂因果關係によつて益々鐵道の發達を促すのであるから、今日まで朝鮮の鐵道が比較的多くの資金を要し乍ら内地其の他に比して幼稚なる所以は、朝鮮の狀況……主として經濟事情が痛烈に鐵道の發達普及を刺戟せざりしに因るとも言

ひ得る譯である。換言するならば「朝鮮に鐵道を經營するも餘り有利でない……儲からぬ」と稱する事實が、發達普及の遅々たる第一原因たりしに相違ない。随つて朝鮮に於て鐵道發達の夫れを期待するに當つては、先づ第一に鐵道をして有利に經營せしめ得る誘因を與ふる必要あるは勿論で、假りに意識的にあらずとしても、朝鮮に於ける各種産業の振興を促進することは、前記の目的に一致するものと言はざるを得ぬ。

此の意味からするならば、産米増殖計畫案の如きは、其の案自體に於ても亦、これが動機、誘因となつて他の各種産業を振興せしむること多大であるから、鐵道の普及發達の促進上に重大なる關係を持つものと言はざるを得ぬ。と同時に今後に於ても斯かる種類の産業政策が樹立されることは、鐵道業の發達に有力なる刺戟となるものであることを斷言して憚らぬ。

X

然し、嚴格なる比較論に於て、果して朝鮮に於ては産業の振興が先立つ可く、鐵道の普及は之れに附隨するものであるか、鐵道の普及が夫れに先んず可きであるかを云々するならば、朝鮮の状況は内地の夫れと大に趣きを異にするものが多々あつて、産業の振興をさへ促すならば鐵道は期せずして發達普及するものなり、と言ふが如き樂觀を許さぬのであつて、相互の因果關係を緊密ならしむるは勿論、寧ろ或る意味に於ては鐵道の敷設によつて産業の發達を刺戟せしめなければならぬ場合が、可なりによく含まれて居るのである。殊に地方支線經營を専らにする各私設鐵道に於ては、四圍の状況が鐵道事業に對する投資家に利潤の満足を與ふるに不充分なるものがあるのが當局の私設鐵道補助法に於ては朝鮮は、内地の夫れに較べて數段の恩惠を多くせしめてある所以である。即ち此の事實は朝鮮に於て鐵道の發達と普及を期すべく更に多くの犠牲が拂はれなければならぬことを、明瞭に物語るものであつて、内地に於ける鐵道政策の根底、基調が今や建設主改良従より改良主建設従に向つて轉換すること

の夫れが却つて妥當たるとせられつゝある狀況と大に趣きを異にし、建設主改良従の方針に飽く迄も追従する必要ありとする其の趣旨に一致するものに相違ない。

更に朝鮮の鐵道經營に於て特に留意すべき點は、當分の間は鐵道事業に投資する者の觀念に於て、合理的な有利採算を決して急ぐことなくして、成果を將來に期すべきことである。由來鐵道事業は他の事業に較べて資本の固定が顯著なるものであり、一朝固定せしむる以上は相當長き期間を通じて他に轉換し、又は回収することが絶對不可能なる特性を大にするものであるから、一時の煽動的な企業熱にあふられて投資するが如きは、最も戒心すべきものとされて居るが、朝鮮に於ては更に其の特性に恒久性を帯びて居ることを免れぬのであるから、單なる利權として鐵道企業を目論見ることの不可能なるは勿論、企業者も投資家も豫め充分なる理解と智識と研究を要し、虚業的な經營觀から超越することを絶對必要條件とする譯であつて、大正五六年より同七八年に至る財界好況期に際して、雨後の筍の如く簇出した多くの私鐵會社が、一朝

大正九年の恐慌に逢着するや無慘なる状態に陥つた過去の事實は、前記の好適例として吾人に教訓する所が多である。

X

大體に於て朝鮮の私鐵は、國有線の培養線として其の妙味を發揮すべきであり、國有線はまた私鐵の普及發達は即ち培養線の發達なりとする意味に於て期待しなければならぬ。或る鐵道専門家の言に徴すると『朝鮮に於ける鐵道事業の振はざる所以の一つは、幹線を成す主要國有線に附隨するに培養線の伴はざることにある、現在の國有線延長哩にても差支へないが、培養線が經濟的に發達するならば更に有利なる經營採算を擧げ得べし云々』とありしは、肯定さるべき分子の多々存するものと云はざるを得ぬ。この事實はまた一面に於て、將來の私鐵經營の餘地が理論的により多く存することを物語るものであり、同時に私鐵經營上の原則をも茲に定めたるもの言はざるを得ぬ。

國鐵の培養線として相當に存立、發達の意義と必要ある私鐵に對しては、更に自働車の定期運轉に着目すべきである。短距離區間の運輸は鐵道よりも自働車の定期運轉に向つてより多く期待する世界的狀勢よりしても、また定期自働車の運轉が他の總てに較べて顯著なる朝鮮特殊の實情に鑑みるも、これは大に注意を要する點であつて恐らくは朝鮮に於ける鐵道經營上の特異性として大に注目を要する點でもあると云はざるを得ない。假令ば幹線たる國有線は私鐵を培養線として發達すべく、私鐵はまた地方の定期自働車運轉を培養線として有利に經營さるべきなり、と稱する結論に到達し而も偶然にも朝鮮の交通狀況は前記の因果理法に一致して居るのであるから、鐵道政策の遂行上に際して決して閑却すべからざるものである。

## 朝鮮農家の副業と價值

### || 指導的地位に立つ者の注意點 ||

農家に對して副業の奨勵の必要は、種々な意味から提唱さるゝに相違ないが、其の合理的な根據と目すべきものは、農業經營は第一に天然の環境に左右さるゝことが、他の各種の事業に較べて最も多く、換言するならば、所謂不可抗力の危險に逢着する場合が最も多いからして、其の危險に由つて事業上の収益に與ふる遞減率を出來るだけ緩和するべく他の収益を用意する必要があること、第二には農業の収益は年一回乃至二回、多しと雖も三回四回を出でぬのであつて、過去の如く農村生活が原始的に營まれ其の經濟が單調平易であれば兎も角、今日の如く農村にも文明……主として物質文明の浸入が旺んで、隨つてまた其の經濟が複雑に膨脹するに至つては、農民が各自の生活を相當に享樂するためには、常時或程度の収入を必要とするに至つた點、即

ち農村生活の變遷よりする必要である。第三に農業經營は他の事業經營に比して、勞力の需要に著しく時間的の相違があり、假令ば植付時や收穫時には人數倍の多忙さであるが、其の間には可なり時間の餘裕を持ち得るものであるから、其の餘裕能力………  
 ……勞力をして經濟價値を産ましむるためにも必要である。即ち此の三點が農家に於ける副業の緊要なる主なる所以と目して差支へないと確信する。

×

前記の根據は單に農家自體の本質的な立場からするものであるが、更に他動的乃至誘動的な根據と目すべきものとしては、現今では社會が農村に期待するに單に『食糧の生産に止らず、一般社會の慾望の發達に伴ふて、農村に要求する所も複雑となつたのであるから、農村側としても其の傳統と自然の環境に順應して、出來得る限り其の要求に應じて居た方が經濟的に有利であるに相違なく、其の經濟生活上の相互關係が亦著しく副業介入を激成せしめたに相違ない。隨つて副業獎勵の指導的地位にある者

からすれば、農村自體の副業要求の所以と、農村以外の社會が、農村に對して要求する傾向と現象を察知洞察して、適當に配分、案配することは絶對的に必要であり、之れを誤る時は、農家副業に基く生産に對する需給關係の均衡と調節を破ることになり遂には生産を目的とする副業が却つて生産から遠ざかる反對の結果に陥る懼れがある。

×

朝鮮に於ける農家の副業問題も、最近には各方面から矢釜敷提唱さるゝに至つて、往年には其の機運を察して、副業共進會を開催し而も相當の成績を擧ぐるを得た程であるが、其の副業の擡頭する所以並に獎勵論の提唱さるゝ根本に至らば、何れも前記の指摘點に基いて居る譯である。

併し乍ら朝鮮農村の現状を熟く〴〵遡觀すると、朝鮮に於ける『農家の副業獎勵論』は、更に別個の論據を發見せざるを得ぬのである。而もまた其の論據たるや一面に於

て頗る道義的の意義を含むものと言はざるを得ない。即ち朝鮮の農村は、今日吾々が口にする農村とは餘程違つた原始的狀態に置れたもので、最近に至つて夫れが各種の刺戟を受け進歩發達の緒につかんとして居るものであつて、農村自體の生産能率は頗る低く、其の耕作並に一般經營は著しく幼稚なるものであつた、また過去の政治的環境から看る時には、農村の生産能率を増進せしめよと單に勸説しても効のないものであつたから已むを得ぬことでもあるが、斯くの如く自然の暴威に抵抗することの不可能にして、政治的に極端なる搾取壓迫の下に呻吟させらるゝことの餘りに久しき結果農民は全く氣力を減殺せられてしまつて、植付をさへすれば收穫の有無は全く天然に委して顧みぬと云ふことに墮落せしめられた爲に、今日に於ても傳統的に田を耕し米を作り、畑を耕して僅かなる雜穀を得れば足りると云つた感念を驅逐し得ず、文明科學の機械力利用によつて收穫進増を或る程度まで可能ならしむる現在に及んでも、より良く耕してより多く收穫せん！と云つた勤勉心の薄き驚く許りである。また換言す

れば投機的營農觀念に陥つて居て、合理的な努力的な營農法の生産價値を知らずして今日に至つたとも言へる。此の投機的營農觀念の當然の歸決として、多くの時間即ち勞力の餘裕を無爲に送つてしまつて遊惰な氣分を助長せしめたのも當然のことである。

X

斯くの如く朝鮮の農村は、種々なる理由と動機からして、働き得べき多くの時間的餘裕を持つて居る、其の利用を忘れて居る點からすれば寧ろ死藏せりとも評し得る譯である。

而も昔日の朝鮮とは其環境に於て事情を異にして、人工を脅威せる自然の暴威に對抗すべく科學の利用は行はれ、農民生活を搾取壓迫する暴逆寡頭政治は過去の夢となつて居るのである。簡單に言ふならば「働かば恵まれん」と言つた時代は來て居るのであるから、此の時に農民が徒らに過去の傳統的な惡風から脱却し得ず生産餘裕を死



藏するに至つては、夫れは寧ろ重大なる罪過と云ふべきである。然も多くの農民をして其の罪過なることを自覺せしむるには、副業の奨励に如くものはない、また方便の上から言つても、貴重な生産餘力を死藏する勿れ！と如何に強調力説したと言つてもそれを如何に利用すべきかの方法を具體的に指示することなく、利用の結果、努力の結果が果して幾何程の利得を擧げ得るかも如實に知らしむるにあらざれば、蓋し勞して効なきものであるが、此の點になると副業の奨励は、第一に農民の興味に順應して普及し得ると同時に、如何に利用すべきかの點は直ちに副業を經營することですりるから甚だ簡單平易である。而も彼等をして或る程度まで豫期せざる利得を現實に擧げ得て、其の生活をうるほすに至るのであるから、興味………簡單平易………利慾の三調子を揃へて農民の爲に生産餘裕の利用効果を自覺せしむるのである。

働くことに怠り勝な鮮人農民が、働くことに興味を覺へしむることは即ち、彼等の生活改善の一大妙諦であり、副業奨励の道義的効果がそこに在りとする所以である。

而も副業の指導奨励に際して、最も留意を要すべき點は、極めて平凡なるかの如くではあるが「副業を副業として奨励すべし」と云ふ夫れである。更に其の言葉を追求して言ふならば「副業の主業化を防ぐべし」と云ふに一致する譯である。副業の主業化を防ぐと稱するは、即ち副業が農家經濟の危険を分擔する必要に於て其の意義と効果を殊に顯著ならしむるものであるから、主業（此の場合に於て主として農業を意味する）の不慮の危険を出來得る限り分擔し得る性質の副業を選択する以上は、其の副業の經營たるや勿論主業たる農業の經濟收益狀況に順應して行ふ可きもので、飽く迄も副業の經營を專にすることの爲に主業の經營を牽制、制御することを容さざるは勿論、遂には主業經營の領域を冒すを戒むべしと云ふにあるのである。随つて僅かなる條件よりして農家の經濟的利益、更に或る卑近なる言葉を以てすれば現金上の收益大なる副業と雖も、其の副業の經營が著しく主業經營に支障ある種類のもの、飽く迄も普及に躊躇せざるを得ぬ。

殊に朝鮮の農民は、鮮民族の共通性とも目すべき附和雷同性を有するが故に、偶然にもせよ二三の者が特殊の副業によつて相當の利益を擧げ得たりと傳聞する如きことあらば、何等の考慮も研究も敢てせずして我も彼もと追隨し、甚しきは主業を放任して顧みざるものすらある程であるから、指導的地位に在る者としては特に其の點に鑑みて、副業の選擇に就ては農村の環境、傳統、近代、經濟上の關係等に就て格別に深甚の考慮を拂はざるを得ないと斷言するのである。

### 朝鮮殖産銀行の還元論を批判す

|| 純なる不動産銀行への過程として ||

朝鮮に有力なる不動産銀行設立論の提唱さるゝや、現在の朝鮮殖産銀行は各道の農工銀行を打つて一丸として創立されたる當初の歴史に徴するも、また其の本質に就てみるも純乎たる不動産銀行たるべきに拘はらず、恰も朝鮮經濟界の過度期に於て創設せられ、當時は他の商業銀行の發達が遅々として今日の如きものあらざりし爲に、一般商業銀行の取扱業務を大正八年創立以降暫定的に之を兼營せしめ、加ふるに貯蓄銀行業務をも兼ね殆ど銀行業務のあらゆるものを殖産銀行一行にして行ひ、あまつさへ信託業務すら兼營しつゝある點よりして、殖産銀行より其の暫定的に兼營する一般商業金融を分離せしめ、更に其の殖産に現在東拓の行ひつゝある金融業務を併合して純粹の一大不動産銀行たらしめよ、と云ふ具體的議論が各方面より頻りに擡頭してお

る、併し乍ら此の議論は純理的に肯定すべき點多々ありと雖も、東拓より金融業務を分離することは重大なる朝鮮の拓殖事業經營機關として東拓を設置せる折角の意義をば没却し、あとに残さるゝ東拓は全く換骨脱體せらるゝが故に大に考慮研究の餘地なしとせざる所以は、吾人が「朝鮮金融體系の整備に就て」の項に於て略説した如くであるが、殖銀をして純乎たる不動産銀行とし、其の活動を積極的ならしむる爲に、同行の兼營する一般商業金融其他の暫定的取扱業務をば、此の際分離せよとの説は理論として肯定せざるを得ざる點あると同時に、これに對して更に細論を加へて比較研究を重ねる必要ありと信するのである。

X

殖産銀行が一般商業銀行取扱ひの業務を兼營することは、素より同行本來の趣旨でもなく、目的にもあらざることは勿論であつて、要するに朝鮮財界の過度期に順應すべく暫定的なることは『當分の間朝鮮總督の指定に基き云々』とあるに徴しても瞭か

なることではある、随つて之れを分離することは決して殖銀設立の趣旨に矛盾せざるのみならず、却つて本來の使命に還元することであると云ひ得るのである。即ち多くの場合の改造論乃至は改革案なるものとは大に趣を異にする主張であることも豫め承知して置かなくてはならぬ。

更に其の沿革に遡つての探求的論議を避けて、之れを兼營することに於て果して殖銀の現状は實質的に如何なる影響を與へつゝあるかの實際を観れば、現在殖銀の貸出額約二億萬圓中に、一般商業金融の貸出額は其の五分の一に相當する四千萬圓臺に達しつゝある。併して前記の四千萬圓は同行普通預金額の五千二百萬圓臺より千三百萬圓程尠く、貯蓄預金額の約九千萬圓臺の二分の一弱に達して居るのであるから決して過少なる額とは稱し得ず、また氣紛れ的な所謂片手間仕事とは斷じて言ひ得ない。此の貸出しは素より商業金融なるが爲に回収期間も短く資金の運轉にも滯滞する所なく圓滑に行はれつゝあるものと善意の解釋を下すとすも、之れを兼營することに於て

不動産銀行たる本来の殖産銀行の使命を果す上に、眞正なる意味に於ては決して良好なる影響を與へて居らぬと疑問を抱かざるを得ぬのである。(同行商業金融を切離して實際の損益バランスを出すとすれば或は必ずしも儲かり居らざるかも知れず) 反對に實際上の觀察からすると「殖銀は商業金融を兼營するが故に資金の吸収に便宜を得て居る」と云ふ判断も下せるのみならず、現在殖銀經營者の意肚もまたこれに由つて便利を得んとするものに相違なからうが、不動産銀行の如き長期に互る貸出し、低利を必須要件とするものに於て之れと全然性質の相反する商業金融を營むことが、假りに一時の利便、儲けあればとて將來永久に容さるべきか否やは、自ら判明すべし。

X

或る論者の主張するが如く「殖銀の多額なる需要資金吸収のためにも商業金融を兼營せしめ置くにあらざれば不可能なり」とする説も、一見甚だ尤もなるかの如く思惟されるが、一步深く省察する時に於ては一を知つて二を知らざる議論なり、と評する

ことが出来る。即ち殖銀は不動産銀行として長期資金を要するが故に、拂込資金の十五倍を限度とする殖銀債券の發行特權を與へられたる外に低利資金借入れの特殊なる立場に立つて居るのである。即ち是等の特權による需要資金調達に事足りず商業金融を兼營し一般銀行並に市場から預金の吸収を策せんとすることは斷じて當を得たるものとは言ひ得ないのであらう。

また一般銀行並に吸収せる預金を以て長期に互る不動産貸付資金に轉せんとするが如きは、何時なりとも引出しを豫想せざるべからざる普通預金を強いて固着せしめ遂に金融上の圓滑に障礙を來すことなきを保せずと云はざるを得ないではないか、即ち何れの點よりするも殖銀が需要資金を豊富ならしめんが爲に、商業金融の兼營を肯定是認せんとする議論は價值薄きものと言はざるを得ない。

X

然し乍ら殖銀より普通商業金融分離主張に對する比較的有力なる反對論として稍々

傾聴に値すべきものに二つあり、其の一つは議論として商業金融分離は可なりとするも現在其の貸出額四千萬圓の中には銀行當業者の所謂懸念貸と目すべきもの、數額も相當に達すべく、然らば擔保、信用其の他の點より押して回收容易なる一部に對しては、之れを他の一般銀行が移讓に就て異議なしとするも、前記の懸念貸を其儘移讓さるゝことは極力忌避するが爲に結局は、殖銀に於て之を整理する必要を生ずべく、而も目するに懸念貸とする貸出たる以上は、決して早急に整理は到底不可能であり、究極は可能なりとしても比較的永き時日を要するものと覺悟しなければなるまい、果して然らば殖銀より商業金融分離は口に言ふべくして實現は一朝一夕に期すべからざるものなり、と云ふ主張である。成る程、一應は尤もなる實際的觀察なるも、商業金融分離に伴ふ商業貸出債權を他の一般銀行に移讓することは、或る一定期限を定めて一律一齊に決行するの必要はないのである。即ち即時移讓の可能なる分は之れを即時決行し、一般銀行に移讓を躊躇するものに就ては、整理の進捗に伴ふて漸進的に行ふも

決して妨げなきとすれば、前記の反對論……躊躇論は果して顧慮する必要あるであらうか。

また殖銀をして漸進的に整理に當らしむることに異論ありとせば、暫定的に整理の特別機關を設置し、此の機關をして着々と整理に當らしめ整理の完了せる分に就てのみ漸次に分離移讓するも差支へない譯であると云へる。

×

更に一つの分離反對論は、殖銀は素より不動産銀行たるの使命に立脚するものであるが、現在鮮内のみに五十有餘の支店を有し、同行の支店網は朝鮮財界の幹根を成して居る、其の支店所在地にして他の普通銀行の本支店を有するものは其の半數にも達せず、殆ど三十有餘の殖銀支店所在地は、金融機關としては唯一のものであるが故に、今殖銀より商業金融を分離するとせば不動産銀行としては現在の如く多くの支店を設置する必要はなく、多くも二十ヶ所位で足る譯であるから支店を閉鎖引上げられ

た三十有餘の土地に於ては、全然金融機關を失ふことになるべく、こは朝鮮の經濟上重大なる支障と云はざるを得ない云々と主張するものである。

此の主張は前述せる反對乃至躊躇論に較べては、遙に論理的根據を有し、且つ朝鮮經濟界の現状よりして極めて實際的の觀察に基いた議論に相違ないが、更に一步深く省察する時は、正當なる反對論としては未だ實際的の考察を閑却せる缺點を持つて居るものである。即ち其の論者の言ふが如くであるならば朝鮮經濟界の重大問題たるに相違ないが、現在の殖銀支店五十餘ヶ所の悉くが果して普通銀行業務を多く取扱ひ居るか否かを追求すと、先づ過半数は殖銀本來の使命的業務たる不動産金融を多く取扱ひ、普通商業金融の必須機關とはなつて居ない、これは決して殖銀の支店が業務に怠慢であるとか、極めて消極的であるとか云ふ爲でなくして、商業金融上の絶對的條件とも目すべき商業手形の流通が朝鮮の田舎に於ては殆ど絶無であるためである。随つて殖銀の支店が閉鎖されたりと雖も其等の地に於ては差したる痛痒を感ぜざる譯であ

り、ましてや到る所に金融組合の所在する今日に於ては決して實際經濟生活上の不便不利は來さぬのである。勿論、不動産金融機關としても殖銀支店の所在すること今日の如きに比すれば、これを閉鎖されたる曉の不便はあるに相違ないが、敢て敏活を要せざる不動産金融のためには多少の里程を往復して、其の機關の所在地に赴いて用務を便することが可能であるから決して前記の反對的論議を提唱するのは、實相に觸れて居ない一種の杞憂に過ぎざるものであると評し得る。

また此の杞憂論には、殖銀の商業金融分離論の眞意を誤解せる點が二三あると思ふ。即ちそれは第一に殖銀の商業金融分離を一齊に決行するものゝ如く斷定して居る點、第二に暫定的にもせよ殖銀が普通商業金融を今まで取扱ひ而も五十有餘の支店網を鮮内に整備せる其の現状をば單に原則として樹立すべき商業金融分離によつて、一舉に破壊さるゝかの如く寧ろ危険視する點等である。所謂商業金融分離論は漸進的に着々として實現すべきものであつて、決して如何なる事情の介在をも無視して迄も斷

行せんとする急激にして極端なる主張ではない、また地方の事實に鑑みて其の土地の殖銀支店を閉鎖し又は引上げる場合に、他の適當なる金融機關の更はるべきものゝ有無等を考慮せずして、劃一的に之を執行せんとするものではなくして、他に更はるべき銀行の本支店を有し而も殖銀が單一なる不動産銀行としての立場上から支店を必要とせざる土地の夫れは勿論、これを引上げるも、他に何等更はる可べき銀行の本支店なき土地に在る支店は之れを即時に閉鎖せしめんとするものでなく、且つまた其等の土地に於ては暫定的に殖銀をして普通商業金融業務を取扱はしめんとするものであるからして、結局前記の朝鮮に於ける金融經濟上重大なる支障を來す虞れあり云々の議論は、所謂分離論の眞意を感違ひしたる一種の杞憂論に過ぎまい。

X

更に現在の殖銀が、普通銀行に容されざる貯蓄銀行業務をも兼營することは、大に考究の餘地が存する問題である。即ち朝鮮の如く資金の需要過多にして、其の供給の

不足する事情にある土地に於て一般市場から預金を吸収するに就ては深甚の注意を要すること勿論で、各銀行間に於ける預金争奪の夫れを避くべき所以の一つもそこに在る譯である。然るに朝鮮に於ては郵便貯金が既に二千四百萬圓を越え、殖産銀行の貯蓄預金は最近に八千萬圓を突破せんとし、また一般銀行の預金がそこに介入して居るのであるから、一般銀行としては預金吸収には頗る難色を覺ゆるのは當然であると云はなければならぬ。然も一面に殖銀としては敢て貯蓄預金の方法に由らずと雖も債券發行其他各種の特權と便宜を有するものであるから、これに由つて資金を吸収し他の一般銀行をして預金吸収に難色あらしむる如きは、將來に向つての朝鮮金融界の發達の爲に決して良好なる結果を招致するものにあらざることには瞭かである。

これを要するに、朝鮮殖産銀行の改善論………換言すれば朝鮮金融系統の整頓上、其の本質に還元せしむべきは當然なる所以が明白であつて、これを否定し、又は其の穩健なる進歩を躊躇するの主張は甚だ論理的根據の薄弱なるものと云はざるを得な

い。と同時に今にして殖産銀行を純乎たる不動産銀行に還元せしむる方針を確立することは、朝鮮財界の爲には勿論、殖銀のためにも緊急なることと確信する。

然し乍ら、吾等は敢えて曰ふ。此問題は理論と根本的實際論なることを信するも、其の是れを實現さすべき時期奈何と云ふことは、観る者の立場に依つて、各々意見の相違を來すことは自ら當然たるべく、こは人々の判断に委するの他はない。

## 研究す可き農村電化問題

|| 或は朝鮮農村の新局面を展開せん ||

朝鮮の農村電化に關する議論は、最近著しく識者の注意を惹くに至つた觀がある。本來から云へば農村電化の文字は必ずしも適切でなく、農事電化と稱する方が遙に妥當である。元來朝鮮に於ては内地の如く都鄙を通じて電線網が普及し、其の配電線から簡單に電力を需用に振向け得る狀況に到達して居ないためと、且つ農業の狀態も内地とは大に趣を異にして居るので内地に於ける農村電化……農事電化とは、必然的の同一に論ずることは出來ぬ。殊に内地の農村に於ては配電線の普及が充分であり、又農業者個々の智識、資力が相當の程度まで發達充實して居る關係上、隨所の電柱から電線を延長して、個々の創意に基き小規模で、移動の容易な小型電動機を利用して、灌漑、排水乃至は簡單なる農作業に電力を以てする狀況であるが、朝鮮に於ては夫れ



研究す可き農村電化問題

と同一轍な發達を期待することは出來ぬ、最近の調査によると、農事電化の範圍は其の種類に於て極めて尠く、亦地域の點には主として都會に接近して配電線普及の便宜を得て居る所に於て、比較的大規模に行はれつゝあるのである。即ち朝鮮に於ける農事電化の概況は、同和、光津、楊市、富平、陽東の五水利組合（四、九三三町歩）の他に青田洞、松隈、金浦の三農場があつて、一ヶ年使用電力豫想高も未だ百萬キロワット時を超へざるものであるから、諸外國は勿論、内地とは同日の論ではないが、農事電化の有利なることが漸次に理解せらるゝに至つたため、其の實施を計畫しつゝある水利組合、農場の狀況は遞信局並に京城電氣會社の調査する所によれば左の通りである。

◆電化の可能性ある水利組合

所在道名	組 合 名	電氣灌溉蒙利面積
慶 南	河東水利組合	六九八町歩

同	金海水利組合	一、九九七町歩
同	咸安水利組合	一、一五三町歩
同	北面水利組合	三〇七町歩
同	大山水利組合	一、三五〇町歩
同	東面水利組合	八三三町歩
同	大渚水利組合	一、八〇七町歩
同	初同水利組合	一、八七八町歩
同	下南水利組合	一、八七八町歩
同	梁山水利組合	一、一七〇町歩
慶 北	迎日水利組合	一、四〇〇町歩
全 北	益沃水利組合	九、四二〇町歩
京 畿	臨津面水利組合	四三五町歩

朝鮮現勢の考察

京	畿	津面水利組合	二六八町歩
同		陽川水利組合	五九五町歩
平	北	三橋川水利組合	五二〇町歩
同		忠流土地改良組合	二二〇町歩
同		光城水利組合	九二〇町歩
同		楊光水利組合	二六〇町歩
同		藤井干拓組合	一一、四〇〇町歩
合	計	二十一ヶ所	四一、五二四町歩

以上二十一ヶ所に於ける電化が、全く實現せられたる曉に於ては平均電力一萬餘キロ、一ヶ年使用電力量は約七百四十萬キロワット時に達する見込であると云ふ。

要するに今日までの状況に於ては、朝鮮の農事電化として廣く行はれつゝあるもの

は精米電動力を除きては九分九厘までが灌漑、排水にして而も比較的大規模に行はれつゝある譯である。これは水利組合の如き大規模なる土地改良乃至灌漑事業の特殊に發達せるために、且つは個々の農家が必ずしも智識に資力に充分なる獨自性を帯び來らざる今日としては已むを得ざる現象に相違なく、大規模なる電力利用の排水灌漑を行ひつゝある代表的水利組合としては、最近其の工事に不正云々を以て、喧傳されたる富平水利組合が、京城電氣の鷲梁津變電所より電壓二萬二千ヴォルト送電線により、約十二哩の間を唧筒場まで送電し、更に此處に容量千二百キロヴォルトアムペアの變電所を設けて三千五百ヴォルトまで電壓を引下げ唧筒場に送電し、徑三十八吋ポンプ六臺を三百馬力高壓誘導電動機三臺にて運轉せしめ、又制水閘に三馬力電動機九臺、主要ポンプに水を充滿さすべく真空ポンプに對し五馬力電動機二臺、閘扉閉開用の二十馬力電動機二臺を運轉し、其の電力消費量豫想は一ヶ年に約六十萬キロワット時に達し、一ヶ年に對し反當り十七キロワット時の平均數字を示すものを擧げて居

る。これ等は朝鮮に於ける農事電化の尤なるものである。

×

内地に於ける農村電化——農事電化の概況如何を参考のため茲に摘記すれば、最も電氣の利用さるゝのは矢張り灌漑と排水とであつて、其の馬力数は全國にて約二萬馬力に達し、同じ灌漑、排水の爲に設置せられたる蒸汽機關の一萬八千馬力を既に超過し、而も漸次に蒸汽機關動力の地位を蠶食しつゝある有様である。地方的に其分布狀況を見るに、利根川筋及び信濃川、木曾川、筑後川等の下流に當る即ち千葉、新潟、愛知、熊本の如き農業の發達せる縣に於て、一馬力乃至三馬力の小動力用のものが著しく普及して居る。また糶摺り、肥料の粉碎、精米、精麥等の作業場に於ては、最近共同作業場の發達に伴ふて小型電動機の使用は著しく増加して、四千臺内外を加算するに至つておる。

尙内地農村の電化傾向は、著しく複雑となり來り、製茶の如き極めてデリケートな

る技術を必要とするものまでに其領域を擴めたるのみならず、誘蛾燈などにも電力を用ひ而も顯著なる効果を博しつゝあるに至つた。併し乍ら、内地に於ける農村電化……農事電化は、前記する如く極めて小規模なる利用に向つて而も複雑に行はれつゝある點は、朝鮮の夫れが單一集合的に大規模に行はれつゝあると、全然正反對の現象であり、今後の朝鮮に於ける農村電化乃至農事電化の實行上に大に學ぶべき點多々あるものと云はざるを得ぬ。

×

併し乍ら、朝鮮に於ける農村の電化乃至は、農事の電化に就て、朝鮮の文化殊に農村に於ける經濟資力の低級、幼稚なることを前提として、其の尙早論を唱ふる者あり其論はまた有力なるものとして世上に傾聴せらるゝかも知れないが、これは一を知つて未だ二を知らざる皮相なる論であると思ふ。何故であるかと云ふに、朝鮮農村の將來は云ふ迄もなく(一)共同組織作業の振興(二)餘剩勞力の生産化の二點によつて生氣

を蘇生せしめなければならぬのであつて、第一の共同組織作業の振興は、抽象的の理論として何人も異議を挟む餘地なき許りでなく、現に水利組合の事業の如きは、内地に於てすら見ざる所の実績をば、それによつて朝鮮の農村が擧げつゝあるのであるから、其の精神に基きたる他の農事作業上に於ける具體的方法乃至施設の上にも、實現せしむることは決して不可能ではないと云へる。第二の餘剩勞力の生産化は、由來朝鮮の農民は其勞力を少しも生産的に利用しなかつた爲に、勞力の價値を知らず、随つて浪費し、濫棄する傾向があつたが、四圍の状況はいつ迄も勞力を濫費するを容さず、些少の勞力をも節約し、剩りあるものは他に生産化するの必要に迫られ、其の意味に於て農家副業の奨励が緊急なるものとなつて居る譯である。其の目的を達するには素より總ての機械力を利用することが、最も合理的且つ能率的である。即ち前記の説明を簡明に歸納すれば、共同作業による機械力を巧みに利用するに如くはなし、と云ふ結論に到達する譯であるが、而も其の結論に對して満足なる解答を與ふるべく總

ての條件を具備するものは、電化にありと斷定せざるを得ぬのであるから、遠からざる或る時機に於て朝鮮の農村は電化により新生命を復活し得べし、と斷言するも敢て過言ではないかも知れぬ。

瑞典は歐洲諸國中、最も農事電化の普及發達せる國であつて、電化問題に對する研究も極めて實際的に行き互つて居るとのことであるが、曾つて同政府が電化奨励の爲に王國電化委員會を設けて其研究に當らしめた時に、同委員會の農事電化の結論中に

- 一、經濟的に佳良なる農村電化は、大多數の農家の共同作業を必要とすること
- 二、適當なる配電方法の徹底的研究は、電化事業實施決定前に之を行ふ必要あり
- 三、地主及小作農家の農事電化は、生産能率増進の根本となるものなり

とあつたのを注意する必要がある。共同作業が朝鮮に於ける農村に於て必要なる所以と、これに對して電化が最も適切なる旨は、既に説明した如くであるが、第二及第三の項目は、朝鮮の實情よりしてまた最も注意を要する所であると思ふ。即ち地主と小

作農家が多い朝鮮農村の夫れからするも、前記の結論と一致するものである、次に成る程、一部尙早論者の如く今日に於て農村電化、農事電化の急を覺へずと雖も、今日に於て其の電化の準備と研究を怠るべからざることとは、第二項に示す如くであるから徒らに尙早論を以て其の普及發達を疏止することあらば、他日に到つて電化の實を擧ぐることは、極めて困難となるものであるから、今に於て充分なる用意を以てし他日に備へなければならぬ。

×

要するに朝鮮の農村電化―農事電化は、目前の問題として餘り一般性が乏しいかも知れぬが、他日朝鮮農村の新生命をこれに由つて復活し其の新局面をこれに據つて展開するものとして、大に期待せざるを得ない。

## 文化政策の第二次的闡明を要す

|| 看板の塗り更へよりも註釋が急務 ||

齋藤總督の任に在ること既に滿八ヶ年に及んだことは、我邦に於ける總督並に植民地領長官の在任年限のレコードをつくつたものである。而も此の久しき在任期間を通じて、表面的に標榜されつゝあつた政策上の方針は、内鮮一視同仁の文化政策に盡きて居ると云つて差支へない。内地人の文化と鮮人の文化には質と程度の上に既に大きな差違のあることを是認し、而も相違に順應して之れに遇するに一視同仁の途を以てしなければならぬと云ふ高所からの方針に於ては、今日迄の内鮮一視同仁の文化政策は、大體に於て間違のなかつたものとも評し得る。素よりこれを行ふの手段、方策の點に至つては遺憾の點を見出し得るにせよ、其の遺憾の點あることによつて、其の根本的方針を全然滅去したとは言ひ得ないのである。併し乍ら朝鮮統治の眞髓に遡つて

つらく省察するならば、此の八ヶ年間に於て行はれたる所謂文化政策なるものが、朝鮮の統治に關する全部ではない、重大なる或る要素たるに相違ないが其終局ではあるまいと思ふ。不幸にして吾人は今直に極めて適切に其言葉を見出し得ないので、幾分不明瞭になるかも知れないが、兎も角、文化政策には抽象的に朝鮮統治の究局を指示して居るが、明確にこれに到達する過程を示して居なかつた、と稱する言葉が一番的つた觀察であらう。

そこで、今後は文化政策の究局に接近すべく更に筋道を明確に示す必要が、爲政者の義務であると同時に、一般民衆は頗る期待して居る譯であるから、文化政策の看板の塗更へではなく更に看板文字の註釋なり、但書なりを必要とする時代になつたと確信する。漫然たる文化政策の時代は既に過ぎ、註釋づきのはつきりとした文化政策唱の時代に變換したのである。然るに齋藤總督に爲政者として其決意と用意ある哉、たゞ漫然と八ヶ年の在任を十ヶ年まで持ち續けんとする如きぼんやり主義でなく、今

度はかくあらしめざるべからず、とする確たる信念あるや否や、若しそれ無くんば在任は意義薄くなる、ある得るならば須らく民衆に提示して批判を受くることが、新時代に臨む爲政者の義務である。

×

本來、齋藤總督の就任と同時に提唱された今日の文化政策は、偶然の機會から發したものと云ひ得るものである。即ち大正八年に萬歲騷擾の惹起した當座、鮮内の人心が著しく奇激となり、統治に對する、或る激成されたものがあつて、それを鎮靜せしむべく所謂『内鮮一視同仁、文化政策』が必要となつたものであるから、其の提唱當初に於ては誰しも人心靜穩に歸することの暫定的効果に期待した譯である。所が案外に其の効果は顯著であり且つ朝鮮の民衆の氣受けも良好なるが爲に、種々に演釋して現在に及んだが、今日では最早その演釋すべき手段もつき果てた觀があるから、これを一板看板に保持するに於ては民衆は漸く信用せざるに至るに相違なく、人心倦怠の

不祥なる現象に到達せぬとも限らぬのである。

こゝにまた起る疑問は、朝鮮統治の文化政策とは、統治に關する諸政策の總てが所謂文化的色彩を帯びたる近代的のものたるを必須條件とする意味か、また朝鮮の文化を向上促進させることが究極の目的たるにある、と云ふ意味であるかの二疑問である。勿論、朝鮮の真正なる文化向上を期せんとするには是非とも、其の途中の過程を文化的様式に執る必要あるべしとも、政策進捗の過程を文化的様式にする時には、必然的に文化の向上を期し得べしと言ひ得るかも知れぬので、右兩者は一にして二にあらずと評し得べし、と反對する論者もあらうが、所謂文化政策とは素より過程の非文明的、非文化的なるを決して許し得ることではないが、其の過程に就てのみ兎角の論議を重ぬべきものでなく、究極の文化向上を期することに於て深甚の意義あるものと斷言せざるを得ぬのである。然るに今日までの文化政策を回顧する時には、其の過程たる様式の文化的たると否とに餘り執着し過ぎて、究極の目的たる文化向上如何の核

心を輕視せる傾きが濃厚である。殊に朝鮮人側に於ては、文化政策の提唱とききて、其經濟程度の低劣なることも、内地人との間に文化の本質的相違あることも忘れ果てゝ、たゞ徒らに自由平等、權利を獲得するに而も泰西文明の形式をのみ模倣するものであるかの如く肝違ひをなし、頻りに當局の方針、政策、施設を攻撃するものがあつたのである。けれども更新さるべき文化政策は、決してさるが如き輕卒なものであることを容さぬ。本當に朝鮮民族として保存するに足るべきものゝ文化眞髓を捉へ、今日の沈衰狀況から振興し以つて獨特の文化に還元せしむることを思念とする必要がある點にある。斯くの如き極めて深遠なる目的論から觀る時には、微弱なる國土を携げて競争の激甚なる國際場裡に立たんとするが如き獨立論の如きは、如何にも危なかなものと言はざるを得ない。朝鮮民族の國際獨立が或る時機に於て可能なりとしても、それは先づ朝鮮文化の向上を期して後の考慮であらねばならぬ。ましてや今日に於てこれが是非を論議すべき筋合のものでない。

X

従來の所謂文化政策によつて、案外に教育は振興され、鮮人自らも教育の必要を自覺し來つたに相違なく、また相當に産ある者の子弟たるならば普通學校より、高等普通學校へ、高普校より大學豫科へ、大學豫科より京城大學へ進むべき階梯は朝鮮内に於て造られたのであつて、李朝末葉期に於ては殆ど何人も夢想だにせざる所である。これは確かに日本帝國が朝鮮統治策の根幹を所謂文化政策に置きしことに就て、其の偽りにあらざることを裏書する一つの實例なりと揚言し得るものであるかも知れぬ。其の他の専門教育に於ても朝鮮現時の状況からする時は、決して見劣りのするものではない。寧ろ一部の論者は、他の産業施設に比して、教育に拂ふ犠牲の餘りに過大なるを論難する者すらある程に其の體系を整頓したのである。而して斯くの如き教育の振興が聽て如何なる結果を必然的に招致するかと云ふ點に、どれ程の考慮をめぐらして居るかと云ふに、殆ど無考慮、無省察と評すべきである。教育は素より夫れ自體に於

て重大なる意義を有し、敢て相對的の價值とか對價とかを望むべきではないが、其の結果の如何に變轉さるべきかに就ては深甚の考慮を拂ふ必要がある。若し之れなくんば恰も川流を堰止むるに際し堰止めし水の蓄積が如何なる力を持つかを全然思はざる迂遠に等しいものである。即ち今日迄の文化政策によつて教育機關は一通り完備し、年々幾百幾千の卒業生……少壯氣銳にして時代に目醒めたる有爲の青年が、社會に出で彼等の懷抱する所の思想が果して如何なる影響を與ふるかは、蓋し重大なる問題に相違なく、朝鮮統治上將來の癌は實に此點に存すと稱するも敢て過言ではなからうと思ふ。現に彼等の大部分は失業の苦難に逢ひ、自暴自棄の生活を送り常に社會の極端に向つてのみ趨らんとする憂ふべき現象を呈しつゝあるは如何。這般、全鮮を衝動せしめたる朝鮮共產黨事件に連座せる百餘名の被告中、九分九厘までが斯くの如くして新時代の教育を受けたる青年たりし事實は、痛切に吾人に或るものを教へて居るのである。



今後の文化政策は、單に學校を増設せることのみには足りては居ない、前記の如き現象に就て何ものかを深く考察配慮する所がなければならぬ。

×

之を要するに文化政策の第一歩は既に盡きなんとして居る。更に詳細なる解説を時代はこれに就て要求せんとして居る譯であつて、漫然たる文化政策を如何に高唱力説するも、恐らく何人と雖も耳を傾くる者なきに到るであらう。其の究極に到達すべき過程の闡明を切に要望せざるを得ない。

## 朝鮮の宗教政策果して如何

|| 何故佛教の振興を期せざるか ||

朝鮮統治に關する諸般の政策中に於て、道義的に改善を要するものは可なり澤山あるが、同時に叡智にも釐革を要するものうちで、比較的に世人の注意圈から遠ざかりつゝあるに拘はらず、事實は頗る重大な影響を、鮮内人心の歸嚮上に有するものは宗教政策であると信ずる。

×

由來、朝鮮の宗教は李朝五百年の傳統政策に由つて、形骸は存するも信仰の精神、眞髓は亡びたる佛教を大系にして、各派に依り傳道上の割據をなす基督教の信仰をも加へ、天道教或は乙密教の如き宗教と言はんよりも寧ろ迷信に部類する各派が混然として居る。これ等の統一なく種々のものが雜然たる状態は、必ずしも朝鮮に限られた

ることではなく我國內地の宗教信仰界の現状も、觀方によつては或は混雜たることに於て大同小異であるかも知れぬが、朝鮮の信仰界を支配する獨特の現象としては儒教の影響を、殊に其の短所により多く受けて居ることを決して閑却出來ぬ。また換言すると朝鮮の宗教墮落は、一に支那儒教の墮落に發しておるとも稱し得る點が、我が内地の宗教界の現状とは面目を異にする點であると思ふ。随つて鮮民族は支那民族に類似して、一般に現實の享樂を憧憬、追求することが急であり、然も支那人以上に形式に執着を持つが故に、現實を斥けて思索達觀に向はんとする傾向を顯著に有つ佛教の夫れと甚だ背馳する點が多い。何故に斯くの如き佛教の精神を忘れて儒教の形式にのみ趨つたかと云ふに、明及清朝に迎合せんとする國際政策の見地と、佛教謳歌の新羅、高麗乃至は百濟朝に對する國民の憧憬をば根絶せんとする政治的意味よりする李朝五百年を通じての一貫せる宗教政策……即ち佛教の眞髓忌避の精神に基くものと斷ずることが出来る。

即ち朝鮮に於ては存せるには相違なきも宗教……信仰の大系たるべき佛教には其の精神を失ふて居る。輪廓をなす儒教は餘りに形式に墮して居る。此の二つの爲と國民の大部分が過去に於ては餘りに窮迫せる生活を續けさせらるゝを餘儀なくした爲に、内に省察通觀するの餘裕なくして、遂に今日の如く靈の破壊を來した譯である。然も漸次に産業政策の振興よりして物質的生活は、幾分なりとも活況を呈するに至つたのであるから、肉に復活せんとする民族のためには、同時に靈に目醒めしめなければならぬのであつて、此の意味からも朝鮮に於ける宗教信仰界の覺醒警鐘は必要である。

×

帝國が併合を敢てせる最高至純の道德的意義と使命が、朝鮮民族の文化向上に存する以上は、宗教殊に、其民族の血脈の根底に潛み存する佛教思想の躍動を促進させるは必要なることに相違ない。佛教家の聰明なる者は須らく朝鮮の魂なき佛教に一脈の潑瀨たる精氣を興ふることが重大なる意義あることに氣付かなくてはならぬ筈であ

る。

現實に徴しても、朝鮮民族は思索的ならざる爲に徒らに妄動し易く、傳統の信念なきが爲に徒らに新奇の思想に盲從し易く、大なる歸納に徹底せずして區々たる演繹を悦ぶが故に理想的統一なくして末節の小論を弄び勝ちになり、信仰の優越觀なきが爲に現實慰安の迷信に墮落し易いのである。是等の民族心性に發見し得る缺陷の悉くは、要するに信仰の基礎なきに歸着すると斷言することが出来る。要するに何れの方面から觀ても朝鮮の死せる佛教に生命を復活せしむることは緊急なる一大事に相違ない。勿論、吾々は帝國憲法によつて國民の全部が、信仰の自由を享有して居るのであるから、他の總てを排斥して佛教の普及、振興にのみ努めよと提唱し得ないが、鮮民族の文化史に遡り、其の由來に徴して佛教が最も民族の靈火を呼び醒すべくふさはしきものであると論斷するに躊躇しないものである。

X

一部の論者は、朝鮮には佛教が不適當にして基督教が適切なりと主張するが、其れは單に佛教の不振其の極に達したる現狀よりしてのみ觀察するものであつて、佛教の衰ふるに至りし原因如何、基督教の旺なりし原因如何に就て深く省察せざる議論と云はざるを得ない。即ち佛教が餘りに衰亡せる間隙に際して基督教發達の誘因たりしまでにして、また基督教が旺盛となりしと言へ、決して佛教の傳統的根據を失つては居ないのである。要は爲政者に先覺的明見なく何等宗教政策に就て考慮せざる罪と、宗教界乃至思想界に明敏なる達觀者の輩出せずして、二千萬鮮民族の各自の胸中に藏せる佛教信仰の靈火に灯を點する者なかりしに乗じて、基督教が入り來りて一抹の明光をそこに投せるまでのことである。

現在、總督府當局の宗教政策に對する方針に就て論評を試みるならば、第一に宗教に關する立法の不完備が明瞭に宗教政策に對する無定見を物語つて居る。現行の宗教關係立法としては、明治四十四年制令第七號を以て發布せる寺刹令と、同年府令八十四

號を以て發布せる寺刹令施行規則の外に、大正四年に神社寺院規則並に布教規則と、大正六年に神祠に關する件の發布あるのみであり、單なる立法技術の見地からするも隨分と不合理、矛盾の多々存するのみならず、一步遡つて其の宗教政策云々の見地より觀る時には全く失望せざるを得ぬ。素より立法の複雑が直に主義政策の妥當、進歩を意味するものとは稱し得ないが、諸法規の内容を研究する時は自ら政策とか、主義とかの方針の一端を窺ふことが出来るものであるが、朝鮮に於ては全く其の片鱗だに認むることが出来ず、單純なる取締規則の羅列たるに過ぎざることを頗る遺憾とせざるを得ないのである。

X

寺刹令は朝鮮に於ける宗教法規の根幹をなすものであるが、其の内容を窺ふ時は宗教に關して當局者が如何に單なる取締觀念に捉はれ、尠くも高所からする重大なる宗教政策的思想に缺如せるかを充分に知ることが出来る。即ち寺刹令の主要なる内容は

寺刹の併合移動乃至廢止と所有不動産又は特殊動産の處分を限定したものである、而も其の悉くが總督の許可なくして行ふ能はざらしめたるものであつて、財産上に關しての自主權を奪ふにあり、全然寺院住持の如きは禁治産者と同一視したるかの觀がある。斯くの如き制裁を嚴にして取締の便宜上からする官權容喙の餘地をのみ汎く存せしむるものをば、恒久性ある法規として存置せしむることが既に立法の純眞なる精神に一致せざるは素より、宗教の如き思想自主の最も尊重さるべき方面に行はるゝことは、斷じて正當なりとは評し得ない。内地に於ては往年岡田文相が宗教法案を議會に提出するところあり、其法案の内容が餘りに監督權の行使範圍を擴張したるもので、宗教の獨立を危ふするものである、と云ふ見地から猛烈な反對を受けて遂に握り潰しの運命に逢着したことがあるが、該宗教法の内容と、朝鮮寺刹令の夫れを比較するならば、如何に朝鮮は内地と事情を異にすると雖も、寺刹令が時代錯誤の産物なることに驚かざるを得ぬ。即ち宗教法の如きすら既に否定さるゝ現代人よりすれば、朝鮮寺刹

令の如きは全く野蠻時代の遺物と評するに値するものである。而も現當局は其の時代遅くれの寺刹令に停頓し、夫れを墨守せんとするのであるならば、朝鮮佛教信仰界の振興などは思ひもよらぬことである。

×

要するに朝鮮の統治をしてより以上に善良ならしめんとする爲にも、朝鮮に於ける宗教問題は重大である、積極的な宗教政策の樹立を要望せざるを得ぬ。殊に氣息奄々たる佛教が介して居て、之れが對應策の樹立が緊急とする今日に於ては、總督府當局が今日迄のやうな不熱心、無考察な恰も、敝醫者が病因を究めずして徒らに投藥したり、匙をなげたりする様な態度でなく、時代思潮に順應した睿智的な政策を樹て、宗教界のまさに絶へなんとする靈火に灯を點する決心と用意を整へんことを、切に希望するものである。

## 在滿鮮人對策の考慮點

|| 民族としての集團性を失はしむ勿れ ||

最近に至つて我國朝鮮の人士中、滿蒙に對する認識が不鮮明より鮮明、漠然より正確になりつゝあることは、一般的の傾向として否定することは出来ないのである。而も數年前、殊に日露戰爭直後の頃に我國民の抱いた滿蒙觀は、いづれかと云へば漫然たる領土觀を含むたものであり、帝國主義的見地から滿蒙を自國の領土と同様に取扱ひ得るものと前提し、其取扱ひをなすことを目的としたかの觀あるに較べて、今日の滿蒙觀は著しく類を異にして、過去の關聯せる關係から其の地に設定された特殊利權の經濟的活用を積極的ならしむる必要ありとする見地に出發した滿蒙觀である。即ち同じ帝國民の對滿蒙觀であつても、過去のものと現在の夫れには大きな本質上の相違がある譯である。

斯くの如き意味の滿蒙觀に於て、我國民の滿蒙に關する認識の向上……其の言葉に多少の語弊あるならば、滿蒙に對する注意力の喚起したことは、大に悦ぶべきことに相違ないが、斯くも比較的に進歩し來つた國民の考慮のなかに、我國の滿蒙政策上重要な地位を占むべき在住朝鮮人の問題に就て、果してどの程度まで配慮されて居るかは大に疑問とする處である。恐らくは滿蒙地方に特殊の事情を以て數百萬を算する朝鮮人の居住者あることすら知らぬ程のものもあるかも知れぬと云ふに至つては、甚だ寒心に堪へぬ譯である。

X

數百萬を算する在滿蒙朝鮮人の生業の大部分は、水田耕作に従事する農業であるが、農業の根本たる土地に對する所得權又は借用權が支那人との間に於て頗る曖昧にして、且つ不正確なるが爲に横着なる支那人地主は、往々此の缺陷に乗じて荒蕪地を折角と鮮人に開墾させ乍ら、二三年を経て熟田と化するに及んで自發的に若くは官權

側と聲息相通じては、鮮人に對する耕作禁止、借地禁止を敢てして、鮮人を追拂ふ如き事實をば隨時隨所に惹起しつゝあるのである。遠く故國を離れたる彼等鮮人が、耕作を以て唯一の生活手段とするに當つて、耕地より追はるゝに至つては全く生存權を脅威さるゝものであつて、遂に彼等は幾久しく安住の所を得ず永遠にさすらひの民たるの憐むべき者たらざるを得ぬのである。鮮人も素より日本帝國國民たるに相違なく、國民は日支條約文面に於て土地に關する商租權を享有するに拘はらず、事實上此の商租權は全く未解決の儘今日に至つて居るので、彼等在滿鮮人も土地を商租する權利なきを當然視するのは支那官權の常套手段であるが爲に朝鮮人は苦しさ之餘りて支那に歸化を試み、支那官憲も亦大體に於て之れを歓迎するので歸化を申出づる者の數は極めて多數に達して居る、斯くの如き窮餘の策をとれる鮮人に對する耕作權は比較的之を認めらるゝこと寛大であると雖も、未だ完全なりとは稱し得ない。然も朝鮮人に對する歸化は當分の間、帝國の國法としてこれを許して居ないのであるから、こゝに

二重國籍と稱する不思議なるものを生ずるに至つたのである。即ち在滿鮮人は歸化せずんば土地耕作の自由を得る能はず、歸化せんと欲するも歸化する能はず、と云ふ全く行詰りの状態に置かれてある程で、二重國籍の如きは全く彼等の窮地を明瞭に裏書きする代表的のものと云はざるを得ない。

×

滿洲に居住する鮮人の實際的生産力は、實に驚くべき程大なるものであつて、如何に支那人が勤勉なりと雖も、水田耕作の如き特殊事業に従事する點に至つては、鮮農民独自の技能として其の力を籍るにあらざれば、支那人地主が如何に廣大なる水田耕地を有するも全く經營の實を擧ぐる能はざる處であるから、支那人と雖も其の能率自體を否定するものにもあらず、また我移民が北米加州に於て排斥さるゝが如き意味で勞働力の競争敵國として排斥さるゝ譯ではないが、要するに鮮人の無智低級に乗じて彼等に壓迫を加へんとするにある。換言すれば支那人（主として地主）が在滿鮮人の

窮狀に乗じて、彼等を搾取し、また彼等を虐げて自己満足を得んとするにある。斯くの如く在滿朝鮮人は、民族的にも個人的にも頗る不遇の地位に置かれ加ふるに馬賊の横行によつて生命財産の不安までも伴ふのであるから、寔に憐むべきものと言はざるを得ぬ。

斯くも彼等としては餘りに恵まれざる滿蒙地方に向つて、其移住が缺堤の奔水が流るゝ如くに行はるゝ理由果して如何は、また朝鮮統治上の重大なる考察點に相違なきも、鮮人の滿蒙移住必ずしも否定すべきではなく、要は悲惨なる現状より救済すべく其の方法を講ずべきにあると思ふのである。朝鮮總督府の從來の對策は決して我意を得たりと稱し得ず、成る程餘りに經費の寡少なるが爲に二階から目薬の類を免れずとするも、何故もう少し經費の増加を圖り積極的に保護救済の途を講せざるか寧ろ不思議とする程である。勿論、之に關しては單に朝鮮總督府の事業に限られず、外務省、關東廳、滿鐵の何れもが協力して之に當るべき性質のものには相違なく、現在では其

の間に意志の疏通が圓滿に行はれて居ないのを遺憾として居るから、拓殖省の設置が實現するとせば、其の意味に於て多少期待し得るかも知れぬのと云へる。

×

更に吾人の理想的見地から忌憚なく論歩を進めしむるならば、在滿蒙鮮人に對する保護乃至救済と稱する消極的の圈内に限局さるゝことなく、積極的に在住鮮人の民族的結束を鞏固にすることを専念とする必要があると提唱せざるを得ないのである。如何に廣漠たる滿蒙の天地とは言へ、今日の在住者數百萬を算するとは偉大なる潜勢力を占むるものと言はざるを得ず、今日我國の海外移民の數字的に微々たるものあり、又朝鮮統治に斯くも努力し乍ら内地人の朝鮮居住者が僅々三十數萬を超ゆることなき貧弱なる數字に對照して、其の偉大さを想見して餘りあるのである。現に彼等が比較的集團居住を營みつゝある間島に於ては、朝鮮人の勢力は、經濟的に社會的に相當の力を維持しつゝあることは世人の知る通りであるが、これの如きも單に集團的により

多く居住すると云ふだけの點に止らず、居住者が集團的であることが偶然にも在住鮮人の間に故國に於ける傳統の社會相を擁護保持せしめ、換言すれば民族的集團生活の訓練を経て居るからである。随つて今後と雖も各地に居住する鮮人が如何に數量的に多しと雖も、生活にして放浪的であり、漫然たる烏合生活を續くるものであつたならば、決して間島地方に於ける如き實勢力を確保することは全然不可能であると斷言せざるを得ぬ。即ち出來得る限り傳統的社會相の裡に彼等の環境を樂しましめ、民族集團の訓練を與ふることに心懸くるならば、滿洲に於ける在住鮮人の勢力は著しく擡頭するに相違なく、應ては帝國の滿蒙政策の上に大なる貢獻とも、先驅ともなり得るものと確信するのである。勿論、これあらんことを頗る憂慮して支那官憲が事毎に彼等に壓迫を加へ、流浪を餘儀なからしめ以て民族的集團の結成を妨げて居る譯でもあらうから、此の點に向つては鮮人の條約的地歩を明確にせしめて置く必要が緊急問題である。



#### 在滿鮮人對策の考慮點

恐らく在滿蒙鮮人對策は、前記の提唱にまで到達しなければ全く意義をなさず、保護救濟策は蓋し其の前提として意義のあるものであるが、決してそれを以て足れりとするものではないことを吾等は高唱する。

附記、此の稿の校正をまさに了らんとする時、新聞は左記の報導を掲載した、聊か吾人の意を得たれば茲に轉載することとする。

前々警務局長であり現貴族院議員赤池濃氏は在滿朝鮮人同胞に對し同情を持つてゐたが最近この問題に對し慎重研究を進めすで一二の調査員を滿洲に特派して在住の鮮農その他に就いて詳細な調査を開始してゐるが近年支那官憲の壓迫甚だしく鮮農は生活不安におびえてゐるのでこの際商租權問題その他と共に在滿鮮人同胞救濟は焦眉の急務だけに各方面より注目されてゐる。(二・一〇、二三朝鮮新聞所載)

## 鮮銀と東拓の功罪論

### || 東拓の還元作用と鮮銀の北進運動 ||

鮮銀と東拓の功罪如何を検討し、批判することは可なりに困難なことであるが亦同時に、頗る興味あることに於てまた他の何れにも優るものがあらうと思ふ。

東拓は東洋拓殖株式會社法の第一條に明文さるゝ如く、朝鮮に於ける拓殖事業を目的とし、拓殖の爲必要な移住民の募集及分配に従事する外、各種の拓殖事業を經營するものであり、普通の拓殖乃至移民會社とは其趣を異にし、明治四十一年八月に日韓兩國政府が該法を發布し、韓國民業の本位たる農業の改善振興を圖ると同時に、經驗と技能ある日本農民を移植して、大に集約農法の範を示さんと云ふ頗る大きな抱負に基いて、國家の恩典に浴する特殊會社として設立されたものである。随つて日韓兩國の併合されたる後に於ては東拓に期待さるべき根本的の抽象概念には多少なりとも

動搖を來したるものと觀ることが出来る。

東拓を創立當初の目的は、其數に於ても、其質に於ても朝鮮農民を指導誘掖するに足るべき内地移住民を各地に分配することを本領とし、其の使命の殆ど全部とされて居たのである。此の意味に於て制定された移住規則によつて内地人移民の募集分配を行ふこと爾來十六年程にして、其の戸數四千三十五戸、人口約二萬、讓渡面積八千五百餘町歩に達し、咸鏡北道、平安南道を除くの外、朝鮮全道に互つて居るから相當の成績を挙げたものと言ひ得るかも知れぬが、創立當時の抱負は一ケ年に千戸乃至千五百戸をも移住せしめんと計畫せるに對しては、餘りに貧弱なる數字であり、同時に東拓が重大なる使命とせる内地人移民事業の成績は豫定の如く擧げ得ざりしことを知るの外ないのである。

現に大正十五年度の後半より移民募集を全然中止したる如きに推徴しても、其の成績は決して良好なりとは言ひ得ず、遂に東拓は重要な使命の遂行に難澁を感ずるに

至つたものと評し得る。

×

其の移民事業に斯くも難澁を覺ゆるに至つた理由は、素より多々存するとは雖も、第一に移住民に分配するに既墾地を以てしたるが爲に、朝鮮農民の地主階級には、東拓は吾等の土地を奪ふて内地人に與ふるものである、と云ふ感念を與へ、小作人階級に對しては、單に鮮人地主を追ふて東拓自らが地主となり、或は内地人をして地主にかはらしめたるに過ぎずして、地主の搾取することに於て何等異なる所なし、と云ふ感念を抱かしめ、然して、東拓は吾等鮮人農民の敵なりとする反感情を強く激成せしめた點に所以するとも云へる。此等に就ては素より鮮人農民側の無理解もあり、必ずや彼等が東拓に對する反感情の全部を肯定する譯にはゆかぬが、兎も角、朝鮮農民の心理に通曉すること迂遠なりし爲に政策乃至使命の遂行に、重大なる錯誤を生じたることは否定し能はざる處である。現に全南の宮三面事件の如きも、表面に現はれたる事

件の單純なる解釋は兎も角として、東拓に何等の表面的手落ちはないにせよ、其の禍根たるや鮮農民心裡の研究足らざりしもので、鮮民の傳統的通有の怨恨に出發するものとして、該事件を解剖する時に於て初めて其の真相を窺知し得るのである。

また朝鮮古來からの農政史によつて觀ても、隨分と土地兼併の弊が行はれたのであり、何れの國に於ても殖民地或は新開地に於ては土地の兼併が免れ得ぬものであるから、其覆轍を踏み土地兼併の弊を傍觀した丈けでは到底眞の農民の移殖は望まれない筈であるに拘はらず、東拓は此の點に甚だ不用意を極めたる方策を執り、東拓自らが多くの資本を擁して土地兼併の先驅をなすに至つた點は、從來の東拓當局が如何に強辯に努むると雖も、東拓の功績とは觀ることが出來ずして、寧ろ罪過の淺からぬものと評するの外はない。

X

併し乍ら、東拓が土地を所有することを全然否定するは無暴なるものである、造林

乃至林業苗圃地の經營の如き小資本者にては、到底不可能とする方面には、大に活躍の餘地を認めざるを得ない。即ち現在東拓の企畫實行しつゝある山林經營、竹林經營の如きは、多々益々辨すべきものといふべく、土地改良事業の代行機關としては東拓の如きは絶好無二のものであるが故、東拓の使命は漸次に其の時代を趨ふて變轉しつゝあるには相違ないが、兎も角これを徒らに否定することは出來ぬ。と同時に金融部の不動産金融機關としての活動は、不動産金融機關の充實全からざる朝鮮としては決して閑却し得ぬものである、最近の貸出總額が六千萬圓を突破して居ることは、併合當時の貸出額五十八萬餘圓に比し實に百倍の増加を示し、移民事業の微々として振はざるものとは同日の談でないのである。是等のものは猶種々なる註文をつくべき餘地もあり、改善刷新を必要とする點もあるにもせよ、兎も角、東拓のためには功績の一つとするに足るものであると思ふ。たゞ東拓の使命が朝鮮の産業開發と云ふに在つたことを忘れ、途中に於て滿洲は素より青島、南洋の方面にも手を擴げ、不都合にも

朝鮮の事を比較的に閑却し、剩へ放漫なる積極主義を振り廻し過ぎて、後日に至り東拓のために整理問題を惹起するに至つたことは、其の當時の首脳部當局者の不用意に基くものであつて、純真なる東拓の使命を傷けたること極めて多大で、且つ今日に至るも世人の東拓に対する印象を不良ならしめたことは頗る遺憾に堪へぬことである。要するに東拓は、創立當初の目的を以て進むことは絶対不可能となり、今日に於ては既に方向轉換を行ひつゝある觀あるも、東拓が今後の更生のためよりすれば、方向轉換も可であり、換骨もまた不可なし、寧ろこれによつて眞に朝鮮産業開發上の有力なる機關に還元することを得るならば、何人と雖もこれを責むる者はない筈である。

X

朝鮮銀行の創立は、財政金融の見地より朝鮮統治の前提として絶對的に緊急事たりしに相違なく、これに對しては其の創立が時期尙早なりし、と説く者は恐らく絶無であらうと思ふ。朝鮮の財政金融が其の本質的に貧弱なりとは雖も、亂麻の如く不整頓

極まれる韓國末期の財政より今日の如く整然たる輪廓を具備せしむる迄の財政當務者の苦心と、これに拂ひたる努力、犠牲は決して僅少なものでなく、また朝鮮銀行が創立され銀行券を發行し、中央銀行としての使命を果すべく努めたが爲に、茲を中心として財政金融の整頓が行れたるものである、随つて其の點に溯觀する時には、鮮銀の功業はまた決して没却すべきでない。

然し乍ら、正直なる辭令を以てすれば、今日に於て朝鮮だけの財政金融狀況上より觀る時、最早、獨立せる發券銀行を必要とする程度は、往年に比して著しく低下、減退せりと言はざるを得ない。即ち日本銀行の兌換券を其の儘に流通せしめても、格別に支障ありとも思はるゝ點を鮮内に於ては發見しないのである。此の點は鮮銀の發券權回收論の擡頭する論據となつて居る。然も吾人は鮮銀發券權を日銀に統一せよと提唱する夫れには、容易に賛成し得ないのみならず、往々にして鮮銀の朝鮮に於ける中央銀行としての存在を否定せんとするかの如き妄論に對しては、斷乎たる反對を主張

するものである。何故なるやと云ふに鮮銀の創立されたる當時と今日とに於ては、朝鮮の滿洲に對する經濟關係には著しく變化を來し、朝鮮の經濟界は絶對的より漸次に滿洲との關係を結びたる相對的價値に移らんとして居るのである。と同時に朝鮮銀行の財政金融の中心機關たる使命と意義も、朝鮮内に局限せられずして滿洲との關係を考慮に加へられて來たのであるから、朝鮮銀行は一方に於て朝鮮の中央銀行たると同時に滿洲に於ける中央銀行としての意義を相對的に擴大し來つたものである、發券權は寧ろ其理由に於て國際的に重大なる、而も頗るデリケートなる關係に於て、より以上に必要を痛感されて居るが爲である。

附記、鮮銀發券權の本質的意義に就て、回收論に對する批判は、既に「鮮銀發券權回收論を批判す」の稿に於て細論を試みてあるから、茲に再論することを避くる。

×

鮮銀が、滿洲にも積極的に進出する必要を説けば、或る論者は直ちに滿蒙中央銀行

乃至は滿蒙特殊銀行の設立を主張して、吾人に反對し來るかも知れぬが、其等の論は滿洲に對して時代錯誤の帝國主義的見地を脱却し得ざる舊型思想に基くことは、吾人が既に『滿蒙中央銀行論の不純論據』並に『滿蒙特殊銀行設立論の當否』の二稿に於て説明し、これに對する吾人の所信をも充分に瞭かにしてあるが、要するに鮮銀をして滿洲に於ける中央銀行たる本質を具備せしむることが、最も穩健妥當なる解釋たることに結論されるのである。勿論、往年の鮮銀幹部は其の方面に於ける鮮銀の使命を誤解し最善の積極に出づべきを放漫なる經營を以てせることがあつたので、鮮銀は不良貸、放漫貸の親玉なるかの如く世間から目せられたる禍根の大半を、滿洲方面に有して居た關係上、今日に至つて滿洲方面に於ける鮮銀の方針は極めて消極的にして、果して前述するが如き滿洲中央銀行としての重大使命に忠實なる遂行者となつて居るか甚だ疑問であつて、所謂羹に懲りて膾を吹くの愚を敢てして居る觀あるは、頗る遺憾に堪へぬ所である。

要するに往年の鮮銀の不始末は餘りに顯著であり、其の結果は鮮銀そのもの、基礎をも危うからしめた程に甚大であるが爲に、この事を目して鮮銀そのものを既に不必要物視して、否定または抹殺の暴論を往々にして敢てする者あるも、これは其の當時の當務者を責むべきに相違ないが、決してそれありしことを以て鮮銀の本質を否定すべきではない、素より鮮銀として重大なる罪過たるに相違ないが、今後に於て之を繰返すことなからしむる爲に一般の注意と、當務者の努力により鮮銀をして『朝鮮より滿洲へ……』の經濟的行進歌の伴奏者たらしめなければならぬ。

終りに簡單ながら特記せんとするは、鮮銀及東拓の從來の罪過方面のみを觀て批難攻撃する者多いが、一面其功勞的立場を觀る……諒解する世人の尠きは、兩者のため聊か氣の毒である、今其一例を擧ぐれば

鮮銀も東拓も滿洲にては深甚なる痛手を受けた所謂放漫極まる焦着け不良貸出しをなしたることは既に世間周知の事であるが、是れとても當時兩者主腦當務者のみの責

任を云爲する外に、政府當局の國策上乃至其他の理由から懲憑に依つて、餘儀なくこれに服従して惡結果を得たのであるから、此の間の事情は相當斟酌して、其の罪過を責むべきであらう。況んや滿洲は決して全然我が日本の領域となつてはゐないのである、勿論種々の理由と特種の事情に據つて日本が滿洲に於ける特權ありとは雖も、要するに此の外國領たる滿洲に於て、現在の如き日本人の經濟的勢力を確立したることは、多少當らざる點なきにあらずとしても、鮮銀、東拓の放漫政策が偶然にも、可なり與つて力ありたるものとも謂ひ得るのである。斯る點は東拓、鮮銀の罪過を云爲する者と雖も、これを吟味配慮するの必要があらうと信ずる。

## 朝鮮に於ける労働者問題

|| 支那人労働者の入國問題如何 ||

朝鮮に於ける労働問題は、朝鮮自體が未だ農業國であり、製造工業の顯著なる發達並に近代的一般施設の發達をみないが故に、是を重大視する必要なしとする論者を往々みうけるが、労働問題の意義を極めて局限しての場合なれば、或は然らんも、労働問題の意義を廣汎に解釋するならば、決して其の見解は妥當なるものとは言ひ得ない。恐らく労働問題の抽象的概念に於ては、決して近代企業組織の工場乃至鑛山に従事する労働者のみ中心として考慮さるべきものではなく、従事する企業の組織及性質に就て餘り深く拘泥することの必要はない、要は企業者との間に單に筋肉労働に服することを必須條件とし賃銀を受くる者を中心として、企業家或は資本家の關係、労働條件の改善、これに關する社會施設の全部を包含して考慮すべきであると確信するがた

めである。

而して朝鮮に於ては労働問題と稱する廣義な名稱を用ふるを適切とせず、と云ふにあらば『労働者問題』と稱する比較的に限定されたる名稱を用ゆるに於ては、朝鮮に於ても考慮を要する重大問題は多々存することに何人も異存なかるべしと思惟さるゝのである。

×

吾人が『勞銀の資金化と割増付小額債券發行論』の前段に於て論述せる如く、産米増殖の進捗を初め鐵道計畫、土木事業のために今後十二三ヶ年の間は、毎年五六千萬圓の範圍に於て労働賃銀が朝鮮に支拂はれ、總督府が産米増殖計畫の基礎數字たる勞銀八十錢を標準とせば、實に一ヶ年に七千萬人の労働者の延數を必要とする狀況にあり、所謂自由労働者の需要極めて多く、而も鮮内に於ては其の需給調節に一方ならざる苦心を當局が重ねつゝあるのである。即ち朝鮮内に於ては自由労働者の需要なきや

と云ふに、前記の如き事情に於て極めて多しと答へざるを得ず、然して其需要期は一年を通じて平均せるやと云ふに、十一月以降翌春三月末まで約五ヶ月間は大體に於て結氷期として労働者の需要は激減し、而も他に労働者を必要とする何等の事業はないのである。唯其地方的事情に基き労働者の需要は決して一律にあらざると同時に、労働者の供給もまた南鮮地方と北鮮地方とは著しく事情を異にして居る。

咸鏡南北道方面は、昨今、鐵道の建設並に水電事業の振興盛んなるために劃期的に労働者の需要著しきに拘はらず、其の供給力は極めて充分ならず、爲に企業者は労働者の不足に苦しみつゝあるが、慶尙南北、全羅南北道に於ては其の需要も特殊的に顯著なるものありと雖も、人口密度の大なるが爲に労働者は常に過剰を來しつゝあるが如きは、最も適切なる例である。斯くの如く朝鮮全體としても、其の需給調節に格別の考慮を必要とするが如きは、吾人の所謂労働者問題として重大なる考慮を必要とする所以である、當局者もまた内務局社會課の出張所を釜山に設置して、其の調節按配に



努めしめつゝある外に、鮮内に於ける就職又は轉業によつて労働者が移住を必要とするに當つては、船車運賃の大割引制を行ひつゝある程であるが、是等は部分的の効果を相當に擧げつゝあるにもせよ、未だ全般的に朝鮮の勞働力調節の上に適確、顯著なる効果を現實にする上には九牛の一毛たるに過ぎない。

×

更に朝鮮に於ける重要な労働者問題の一つは、支那人労働者の出稼ぎ入國である。

由來、支那人は家郷を離れて海外に移住することを介意しないが、同時に國外に發展し其處を第二の故郷と觀念し、根氣よく氣長く地盤をそこに築き上ぐる美風を有して居る。殊に廣東、山東、浙江の沿岸地帯の住民には其の氣風顯著なるものあり、境を接する朝鮮に古來から其の出入の多いのは當然のことである。従つて往年寺内總督の頃には集團的に労働者を使用するに際して、總使用者の三分の一以上に支那人労働

者を以てすることを容さず、一々其集團使用には地方長官たる道知事の許可を要することを規定した位いであつて、此制限は今日に於ても尙存置するのみならず、制限の立法的効果は益々顯著になりつゝあるのである。勿論、該制限の規定當時に於ては支那人の集團的入國に對する單純なる間接制限に止つたのであらうが、今日に於ては鮮人労働者との間に嚴乎たる國際的の制限となつて居るから、鮮人労働者の内地出稼制限の意味からする内地渡航の許可制度などに比して著しく効果あるに相違なく、支那人の使用數制限の根本に遡つて其可否如何を追求することを避けて論評するならば、寺内總督としては先見の明ありたる措置と云ふことも出来る。

併して朝鮮在留の支那人は、逐年増加の趨勢であつて、明治四十年には戸數千七百十三戸、人口七千九百二戸であつたが、五年後の大正元年には既に約倍加し、十年後の大正十一年には戸數に於て三倍の約一萬戸、人口に於て倍加の三萬一千に達して居るから、其の後五年餘を経過せる今日は人口に於て六萬近くを算するものと推定して誤

りなかるべしと稱され、其の増加率の大なることは、實に驚くべきものがある。また是等の定住する支那人以外に、賃銀の一錢たりとも高きを趨ふて入り来る土工支那人の増加は、恐らく世人の豫想以上に達するものと言はざるを得ず、あらゆる労働に於て鮮人を壓倒しつゝある有様である。

X

支那人労働者の壓倒的入國の理由如何と尋ぬるに、賃銀の低廉にして、朝鮮人の二倍三倍の能率をあぐることにある。支那人對朝鮮人の労働争奪戰として看る時は、或る程度まで朝鮮人のために同情せざるを得ぬとしても、一度、企業者として労働者を需要する立場に立たんか、誰しも柔順且つ賃銀低廉にして能率高き支那人を希望して已まざるは當然であつて、各地に於ける水利組合工事の請負者に於ては、右支那人労働者使用數制限の緩和乃至撤廢を要望しつゝある程であり、而も個々の實情を聴取する時には、單に克く働き、廉き賃銀にて満足する支那人労働者を彼等個々の打算上か

ら要求するものであると、簡單にみることを出來ぬ譯もあつて、或る制限されたる一定期限の間に完成するを餘儀なくする請負業者としては、能率の上からも或る程度までは已むを得ざる要求とも思惟される點がある。然し能率高き労働者を第一の條件として標準を定むる時には、鮮人労働者との間に餘りに其の差違大なるが爲に、自然淘汰の結果數年ならずして、土工労働者の全部は支那人によつて占めらるゝことは、目下の状態よりして火を見るよりも瞭かなることであるから、朝鮮としては支那人の爲めに暫定的にもせよ或る程度の制限は必要に相違なく、今後支那人労働者の入國を如何に緩和すべきか、支那人労働者の能率に對抗すべく朝鮮人労働者の指導訓練を如何にすべきかは、朝鮮に於ける労働者問題として重大なる研究要點である。

更に此の問題に就て深く考慮する時は、朝鮮人は果して土工労働者として全然其の不適任なる者なりやと云ふに、毎年數千、數萬の内地渡航を試みる大半が、内地に於て土工夫として屋外労働に従事しつゝある者であり、一面に於ては支那、殊に滿蒙地

方に農業労働者乃至耕作小作人として數千人の移住を勇敢に試みつゝあるのである。茲に於てか彼等は何故に其の有する特性、技能を家郷に於て發揮せずして、滿蒙に出で内地に渡り、家郷に於ては他國民たる支那人労働者によつて其の地位を蠶食せらるゝのであるか、と云ふ疑問に到着せざるを得ぬ。蓋し此の疑問に對して明白、正確なる回答を與ふる者こそ前記の朝鮮に於ける労働者問題を解決し得る資格ある者であらう。

X

或る考察からすれば、朝鮮人が滿蒙の天地に向つて進む時は、最も積極進取的にして而も農業立國の民族の本質に目醒めたる態度であるが故に、彼等は虐げられつゝも彼地に於て漸次に新天地を開拓せんとして居るが、東面して内地に向つて立つ時は、單に母國の文化に憧れて殊に都會文明の皮相をのみ見て享樂的生活に追隨せんとする傾向を顯著にして居るものであつて、彼等が北面して進む時と、東面して立つ時の態度

の矛盾がそこに顯れて居る。家郷の田園を放棄して顧みざる結果を招致し、そこに支那人労働者の乗する機會をつくるものなり、と云ふことが出来る。餘りに抽象的の解釋にして具體的に問題の核心を捕捉するに苦む點あるも、或る程度まで真相に觸れて居ると云はざるを得ぬ。

要するに此の問題は、一朝一夕に解決し得らるべきものにもあらず、寧ろ内地に對する鮮人労働者の進出傾向の如きは、内地に於ける労働者の地位が向上し、無産黨の發言權が擴大するに及んでは、必ずや面倒なる問題を紛糾し、遂には今日の如く比較的自由に出稼ぎを敢てすること能はざるに至るに相違なく、鮮人労働者は其の郷土に於て、内に支那人出稼の侵入壓迫に逢ひ、外に日本内地に延びんとするも意に任せず、非常なる苦境に立つの日遠からざるを知るのである。が其の時こそ鮮人労働者が自覺し來り、自省し、應ては其の労働能率をも昂め民族的にも、大にしては國際的にも労働市場に於ける其の地歩を確立するに至るにあらざるかと思惟さるゝものである。

## 朝鮮の女子青年團運動を評す

|| 其の前途は頗る期待さる ||

青少年團の設立は、内地に於ける近來の流行であり、朝鮮にもこれに追隨して京城府を初めとして主要都市には、随分と其の運動が活動性を帯びて來たことは、誠に欣ばしい現象である。併し乍ら未だ内鮮人を通ずる融和運動を帯びては居なく、内地人側と鮮人側（勿論、鮮人側には内地人側程旺盛でないが）個々別々に行はれつゝあることが遺憾に思ふ點であるが、これは寧ろ今後比較的小都市に發生する青少年團に於て其の指導者たる者にして人を得るならば、内鮮人の民族的差別を超越して、打つて一丸とするものが出來ると想はれる、吾人等としても、其の種のもものが創立さるゝことを極力提唱せざるを得ないのである。

更に此の種の運動は、男子に止らず女子の方面にも漸次に具體化せらるべき筈のも

のであつて、内地に於ては全國を通じて一萬四千の女子團體……男子側の青少年團に比すべきものが存在し、最近には其の聯合女子青年團が生れた程である。朝鮮に在住する吾々としては、男子側の青少年團の成立熱に朝鮮側が刺戟されたと同様に、女子青年團に於ても内地の傾向に刺戟せられ、朝鮮にも其の成立をみるに至るべきを豫想し、また格別の期待を持つて居る譯である。何故に格別の期待を持つやと云ふに、朝鮮の女子界は久しき傳統のきずなから解放されたために急激に新思潮を追はんとする傾向を呈し、其の覺醒運動には大に注目すべきものがあるからであつて、斯くの如き何事にも新しきに就かんとする風潮を呈する時に際して、前記の女子青年團運動が如何なる影響をなげ與ふかを期待するのは、寧ろ當然のことであり、其の指導如何では意外なる朝鮮女子界の啓明期を劃するかも知れぬ。

×

女子青年團の意義は、女子本來の純真なる情操と、確乎たる志操及び理性を涵養し

て、所謂向上發展を計るにあることは勿論であるが、亦社會的訓練の機會に乏しき女子をして此の團體を通じて社會的訓練を與へ、婦人の社會的地位を向上せしめんとすることも重大なる意味に相違ない。朝鮮の婦人界には啓明思想を欲求すること頗る急なるものがあるにもせよ、社會的訓練の點に至ると内地の婦人よりも更に缺くる所が可なりに多からうと思はるゝから、其意味に於て女子青年團の必要さは格別にあり得る譯である。けれども朝鮮民族には別個の民族心性あると同様に、朝鮮の婦人には其の淵源する所頗る古い婦道を存して居るから、如何に今日の新覺醒運動が熾烈であるにもせよ、一朝一夕には如何ともすべからざる特性を有するに相違なく、またそれを破壊し去つても新らしきを趨ふことを奨めることは出来ぬのであるから、傳統の婦道——婦徳にして其の長所はよく保有せしめ、益々啓發すべく此の種の運動の指導者は注意しなければならぬことである。

×

鮮人婦人の婦徳は、元來その方向が單に家庭内のみ踴躍せられたるが爲に、外部的に顯はるゝ機會は極めて乏しく、随つて世人の注意を喚起せしむるものが多くなかつた觀はあるが、純眞な情操に殉する點において、また確乎不拔の志操に忠實なことを將たまた鋭敏なる理性を包んで克己忍従の徳を發揮する點において、以て範とするに足るべきものは僅少でないと思ふ。吾々内地人の間に往々にして鮮人婦徳の缺陷を指摘する者もあるが、これは僅に李朝末期に於て宮廷内に發見さるゝ婦人の闇黒なる性格の一面、換言すると強度に壓迫された婦人が男性の暴逆に對して抗爭すべく極端的な現れについてのみを以て、鮮婦人の全部を律せんとするものである、特殊な場合に陥つた婦人の性格と云ふものは、到底常識を以て律することの出來ぬ程に破壊性となり、極端化するものであることは敢て鮮婦人ならずと雖も、如何なる婦人に於ても通例のことであるから、前記の如き一部の史的事實によつて鮮婦人の性格とか、徳性の全部を推し測ることは洵に妄斷と言はざるを得ない。

随つて今後、鮮婦人の新運動の傾向に留意せんとする者は、儒教に培はれたる其の淵源古き鮮婦人の長所乃至は徳性の美點を出來得る限り發見することに努力し、細心の注意を拂ふ必要がある。此の點はまた新らしく擡頭せんとする鮮婦人界の女子青年團運動にたづさはらんとする者も、大に留意すべきことである。

X

現代日本の女子教育は、概して餘りに智的に偏重して居ることは何人と雖も首肯する所である。聽て其の缺陷は既に時代の種々相によつて明瞭に吾人の眼前に展開されて居るが、朝鮮に於ける女子教育も全く内地に於ける女子教育の延長であり、漫然追隨であるために同様の悲しむべき歸結を世相に表はしつゝあることは、日々の新聞紙によつてするも判ること、西洋婦人の長所も短所も全く選擇する所なくこれを模倣して得々たるが如き状態であるため、随分苦々しき沙汰も發見され、洵に滑稽なる觀を呈しつゝあるものもある。これは今にして誤れる女子教育を改め、一般女子の教化

に慎重なる注意を拂はざれば、遂に忌むべくまた恐るべき傾向を馴致するであらうと思ふ。

斯くの如き危険なる分岐點に立つ婦人界であるから、單に學校教育にのみ委して置くことは甚だ心もとない譯であり、女子青年團が創設されて健實なる女子教育の有力なる助成機關たらしむべく大に期待さるゝ譯である。

×

尙朝鮮の婦女子は、久しき傳統に基き極端に家庭内に屏息せしめられて居たのが、併合によつて社會制度は急激に一變し、加ふるに總ての方面から女子の解放運動が頻りに行はれた結果、過度的の現象として外に出でんとする要求が熾烈であり、吾も彼も街頭に出で、活動せんとし、如何なる國、如何なる民族に於ても共通的に女子の本分たる「家庭の人」に就て頗る閑却され勝ちであるが、吾人の理想をいへば、鮮婦人も社會的訓練は素より必要に違いないが、飽く迄も麗しき家庭の人として所謂雍々怡樂の

裡に陶醉するやうにしたいものであつて、女子の勞働の如きも特殊のものは兎も角とし家庭内の手工藝、副業の程度に止め、女性の本義を維持することに精進すべきであつて、女子青年團の如きも其の精神に則つたものでありたいものである。

然らば其の資金の偏在性は、果して何に由つて惹起さるゝやと云ふに、勿論、幾多の原因が複雑に介在するに相違ないが、朝鮮現下の情勢に徴して注意すべき重大なる要點は、(一)土地に對する放資が著しく擴張されたこと、(二)大資本を要する規模の大きな企業が各方面に擡頭して居ること等に由つて、中小商工業者に對する金融が自然梗塞の状態に陥ることであると觀察せざるを得ない。また銀行としても大口の貸出しに資金を需要さるゝ向が多いために、中小商工業者に對する貸出しの小口のものもは出来るだけ手控へして資金を調節するやうであるから、遂に斯くの如き資金難に到達する譯である。

X

勿論、當局者に於ても單的な資金偏在性の緩和策としてではなく、恒久的な一定の主義に基く村落金融組合乃至産業組合等に對する助長策は、農民に對する資金の分配に良好な結果を來しては居るが、中以下の商工業者又は水産漁業家に對する金融は全

く梗塞状態にある。現に大阪府に於ては八月下旬に銀行家對中小工業者組合の金融協議會を、府當局の肝煎で開催されて相當の實績を擧げて居るが、朝鮮に於ては未だ此の種の催しが中小商工業者の發達に資すべき商業會議所邊りでもやつて居ないで、依然として國策的な鐵道政策云々などのみに力瘤をいれて日も尙ほ足らざる状態であるのは、全く不注意千萬な遺口と云はなければならぬ。

また銀行家としても美に懲りて膾を吹くが如き自重獨善の主義から解放されて、中小商工業者の窮状を察して今少し貸出しを寛大に取扱ひ、彼等の提供する製品、工場機械の擔保に就て融通を利かせてやる度量があるべきである。また現在の如く中小商工業者が窮状の極に達して、殆ど擔保力を失ひつゝあるものゝ多き時に當つては、其事業の性質と其經營者の人格に對し、或程度まで無擔保貸出をも敢てするやうにして對物信用の重壁から脱し、對人信用の無防禦線に銀行業者の新たなる進出が、如何にも必要なことである、こは單に中流以下の商工業者の救済に止らずして、そは實に行



## 資金難と高利貸の跋扈

|| 銀行業者の覺醒に待つ事多大 ||

朝鮮に於ける資金難は、企業家も金融業者も俱に口にする所であり、また事實に於てあらゆる方面に資金の需要さるゝことが極めて頻繁であるに對し、供給は必ずしもこれに伴つては居らぬ、各銀行（勿論、主として鮮内に本店を有するもの）が預金高に較べ、貸出超過を呈しつゝあるに徴しても其の趨勢を知ることが出来る。併し乍ら、其の所謂資金難は全然資金の乏しきに因るか、資金の分配宜しきを得ざるに由るか、其の理由に遡つて考察すると、素より朝鮮が資金潤澤とは評し得ないが、資金の偏在性が顯著なるに歸因する所極めて多大であると言はなければならぬ。即ち潤澤ならざる資金に對して、剩へ偏在性を帯ぶるために極端なる資金難を惹起するは當然のことである。

然らば其の資金の偏在性は、果して何に由つて惹起さるゝやと云ふに、勿論、幾多の原因が複雑に介在するに相違ないが、朝鮮現下の情勢に徴して注意すべき重大なる要點は、(一)土地に對する放資が著しく擴張されたこと、(二)大資本を要する規模の大きな企業が各方面に擡頭して居ること等に由つて、中小商工業者に對する金融が自然梗塞の状態に陥ることであると觀察せざるを得ない。また銀行としても大口の貸出しに資金を需要さるゝ向が多いために、中小商工業者に對する貸出しの小口のものも出來るだけ手控へして資金を調節するやうであるから、遂に斯くの如き資金難に到達する譯である。

X

勿論、當局者に於ても單的な資金偏在性の緩和策としてではなく、恒久的な一定の主義に基く村落金融組合乃至産業組合等に對する助長策は、農民に對する資金の分配に良好な結果を來しては居るが、中以下の商工業者又は水産漁業家に對する金融は全

く梗塞状態にある。現に大阪府に於ては八月下旬に銀行家對中小工業者組合の金融協議會を、府當局の肝煎で開催されて相當の實績を擧げて居るが、朝鮮に於ては未だ此の種の催しが中小商工業者の發達に資すべき商業會議所邊りでもやつて居ないで、依然として國策的な鐵道政策云々などのみに力瘤をいれて日も尙ほ足らざる状態であるのは、全く不注意千萬な遺口と云はなければならぬ。

また銀行家としても美に懲りて脛を吹くが如き自重獨善の主義から解放されて、中小商工業者の窮状を察して今少し貸出しを寛大に取扱ひ、彼等の提供する製品、工場機械の擔保に就て融通を利かせてやる度量があるべきである。また現在の如く中小商工業者が窮状の極に達して、殆ど擔保力を失ひつゝあるものゝ多き時に當つては、其事業の性質と其經營者の人格に對し、或程度まで無擔保貸出をも敢てするやうにして對物信用の重壁から脱し、對人信用の無防禦線に銀行業者の新たなる進出が、如何にも必要なことである、こは單に中流以下の商工業者の救済に止らずして、そは實に行

詰れる資本經濟に一道の曙光を附與するものであると確信する。今日に於ける銀行業者自身の窮状も、想ふに餘り物を信じ過ぎて人を信する事なかりし矛盾の歸結であるとも稱し得るのである。

X

斯の如き金融梗塞の状態に在る結果、恰も臭きに蠅の蝟集する如くに、乘さ這り出す一團の怪物がある。それは他でもない、高利貸である。

高利貸は暗黒の中に活動する金融業者である。高利貸には對借對照表の公表が無いから随つて統計上の高利貸の活動の數字を示すことは容易でなく、殊に新領土に於ける常として、高利貸の跋扈は朝鮮に於ても顯著なものがあり、然も近來の金融難に乗じて大びらに營業を續けて居るのが、相當大資本を有する高利貸が合法的に金融會社を組織するに至つた。借りる方では見す／＼膏血を搾られるとは承知し乍ら、背に腹は代へられぬので、眼玉の飛び出すやうな高利の金でも借りねばならぬのである。高利な

資本を借入れて行ふ生産業が、生産費を低減することは夢想だに出来ぬことで、騰て物價の騰貴を來すのは火を賭るよりも瞭かなる歸納である。即ち茲に想到するならば高利貸の跋扈は、それ自體が不合理な現實問題であると同時に、重大なる金融財政上の宿患となる譯だと斷じ得る。

日本の法律は、明かに高利貸を禁じて居る、それは明治十年大政官布告利息制限法と稱する古典ではあるが、大正八年に改正され、現在でも立派に生きて居る法律である。即ち元金百圓未満は一ヶ年一割五分、百圓以上千圓未満は一割二分、千圓以上は一割以下として、それ以上の利息は無効とされて居る。朝鮮に於て前記の制限法規が果してどの程度まで準用されて居るか、法理上の研究は先づ別問題として、事實に於ては此の法律に制限された位の金利は普通の個人貸借關係に於て平然として行はれ、所謂高利貸なるもの、金利は、其の倍も高いものであるから驚かざるを得ない。今や中小商工業者は高利貸の爲に誅求せられて次第に没落するの已むなきに至りつゝあるから、

彼等の没落が朝鮮の産業開發に關係なきものとして、構はぬと云ふ暴論を肯定、承認するならば兎も角、高利貸の跋扈を制することは、不當業務を制限すると云ふことに第一義的意義を有し、中小商工業者を救済することに第二義的價值があり、生産費遞減の意味に於ても頗る有意義なことである。併し法律を以て高利貸を禁止することは總ての場合に實際の需要に適せざる不可能な事であるから、結局は銀行業者が彼等のために金融の途を開いてやることにある。銀行が中小商工業者を見殺しにする事は、一時的に自身の利益を計る如く見へて實はそうでない。中小商工業者を没落せしむることは、聽て銀行自らの墓穴を掘る事になるのである。

## 朝鮮の人口問題

|| 大村卓一氏の人口包容論を評す ||

狭い國土の上に芋を洗ふが如く澤山の人間が住んで居る。その上に後から押すな押すなと生れ出づる人間の洪水に弱つて居るのが、日本の人口増加の現状である。日本現下の人口増加の絶対數は逐年増加し、大正十年以降の數字による時は、同十年が七十萬、十一年には六十八萬、十二年には七十一萬、十三年には七十四萬、十四年には八十七萬、昨十五年には急激に増加して百萬を突破した。本年上半年期だけの増加數は昨年の同期に比して多少減少しては居るが、而も半歳の間五十一萬五千餘人の増加を示して居るから、此の勢で進むならば、日本内地の人口が一億に達することは決して遠い將來のことではあるまい、即ちこの尨大なる増加人口を如何にして養ふべきかが最近に矢筈論議さるゝ人口食糧問題の根底を成すものである。

人口過剰の問題は、畢竟一國の物質的生産力の問題であつて、生産力さへ増加して、増加人口を悉く養ひ得る丈の物資を生産し得るならば、人口過剰の如きは問題でなく、寧ろ不斷の増加を以て國家並に民族のために、慶賀すべき現象とせざるを得ないものであるが、物質的生産力の發達は、果しなき人口増殖の急速度にいつ迄も追隨し得るものではないことは自明の理である。我國の物質的生産力を制限する自然的條件たる資源は、決して無盡藏ではない、耕地面積も比較的狭いものであるから、其の發達と増加は、如何に努力すると雖も、意の如くならざるは勿論である。ましてや何等制限すべき自然的條件なき、人口の増殖數に一致し得ないことは判りきつて居る、そこで此の難問題を緩和し、物資的生産力と、人口増加數のバランスをとるべく着目されたが、朝鮮に於ける開拓問題となつたのである。

X

内地の人口食糧問題に關聯して、朝鮮に着目するに至つたには、尠くも二つの理由

がある。即ち第一は内地に於ける物質的生産力を朝鮮に仰がんとすること……其の適切なる例としては鮮米の増殖を圖つて内地に移出を旺ならしめんとするそれである。第二は内地の過剰人口を、朝鮮に移住せしめて其の調節を圖らんとするものである。而も其の二つの目的觀から比較對照してみると、前者の食糧を朝鮮に仰ぎ、内地の物質的生産力の一助たらしめんとする夫れは、比較的に成功して將來を期待する點が多く、また單に米のみならず、他の物資に就ても或る程度までは、内地に對して朝鮮が供給者たることは可能なるべく、蓋し朝鮮産業界の開發が囑望されて居る點である。併し乍ら第二段の内地に於ける過剰人口のはげ口として朝鮮に期待することは。稍々疑問とすべき點が多少あるとも云へる。第一に日本人の民族性からして郷土を離れて遠く移住を敢行する氣風に乏しきこと、第二に今日まで朝鮮への移民が東拓の如き特殊の使命を以て立つ會社を拵へ乍ら、其の成績たるや現状の如く香ばしからぬものではないか、是等の二點からのみ推しても、朝鮮に果して幾何の人口收容力……

……而も内地の過剰人員を移し得るかを案せしめらるゝ譯である。

然し乍ら吾人と雖も、朝鮮に於ける人口收容力の前途を目して、必ずしも悲觀するものではなくして、部分的に職業的に詳細なる研究の上に、個々の状況に就ては大に收容力を有するものであると確信するものであるから、先づ問題の前提として、朝鮮に於ける人口收容力如何を研究する必要が急であると思ふ。

×

昨年末、總督府鐵道局長大村卓一氏が發表した「朝鮮人口の包容力」なる論文は、引用する統計材料が豊富なるのみならず、其の推斷も比較的に妥當なるもので、今日まで朝鮮の人口問題に關して幾多發表されたる論說中の白眉とすべきものであると思ふ。それによると、朝鮮の面積は一萬四千三百二十二方里にして、人口一千九百五十一萬九千九百二十七人なるが故に一方里の平均密度は、實に千三百六十四人（一平方哩當り二三〇人）にして、日本内地の面積二萬五千方里、人口六千萬、密度二千四百餘

人（一平方哩當り四〇〇人）に對比すれば其の間に大なる軒輊あるものである。

更に各道の人口分布状態を観るに

(道別)	(面積)	(人口)	(密度)
京畿道	八三二 <small>方里</small>	二、〇二八、八三三 <small>人</small>	二、四三九 <small>人</small>
忠清北道	四八一	八四七、四七六	一、七六二
忠清南道	五二六	一、二八二、〇三九	二、四三七
全羅北道	五五三	一、三六八、二六二	二、四七四
全羅南道	九〇〇	二、一五七、九〇一	二、三九八
慶尙北道	一、二三二	二、二三三、六六六	一、八九五
慶尙南道	七九八	二、〇二一、九七六	二、五三四
黃海道	一、〇八五	一、四六二、二九一	一、三四八
平安南道	九六八	一、二四二、一九九	一、二八二

朝鮮現勢の考察

朝鮮の人口問題

平安北道	一、八四四	一、四二六、八五六	七六
江原道	一、七〇三	一、三三二、七〇六	七六二
咸鏡南道	二、〇七三	一、四二三、六八四	六八二
咸鏡北道	一、三三九	六二五、〇七九	四七四
計	一四、三三二	一九、五九九、九二七	一、三六四

即ち面積に於ては二千七十三方里を占むる咸南が最も廣く、四百八十一方里の忠北が最も少く、人口に於ては慶北の二百三十三萬人を筆頭とし、咸北の六十二萬人を最低として居るが、人口一方里當りの平均密度は二千五百三十四人の慶南は内地府縣中の密度高きものとも對抗し得るものである。

更に戸口數を職業別にみる時は、千分比率に於て農林牧畜業が八二三の最高で、商業及交通は六七、公務及自由の二八、工業二五、漁業及製鹽業一三、其他の有業者三〇、無職者一四の割合を示して居る。これによつてみる時は、農業は八割二分に達

し、朝鮮が猶農業地として獨自の地位を占めて居ることは明瞭である。此の點は内地に於て農業者と商工業者其他のものゝ數が、殆ど伯仲するに較べても、朝鮮の人口問題は内地の夫れと同じに談ずべからざる根本的相違のあることを知り得らるゝ。

然し此の場合に朝鮮に在住する者の中に公務又は自由業が十三萬人にも達し、商業及交通業と殆ど大差なく、他の農林業の、工業、漁業の何れよりも多きを觀て、内地人のために經濟的活動の餘地が、換言すれば物質的生産のために居住する餘地の多々あることは窺知される譯であらう。

×

朝鮮は農業國なるが故に、其の人口問題を研究せんとすれば、是非とも農村に於ける人口問題を研究する必要がある。朝鮮に於ては農家一戸に付反別一町六反三畝の耕地を有し、黃海道並に平安南道の如きは二町四反強を、咸鏡北道の夫れに至つては實に三町歩を所有する割合であるが、これを内地の農家戸數と耕地面積の分布割合にま

で、低下せしむることを豫想して、未だ農村に於てより以上に人口を收容する餘地ありとするは、單なる基礎數字の比較からするに止り、内地の農村に於ては如何に集約農法が行はれて居るかを知らず、而も朝鮮の農村に於ても飽く迄これに追隨し得るものなり、とする獨斷的結論である。朝鮮としては決して内地の如く徹底せる集約農法が行はれ得るものでないとすれば、農家一戸當りの耕地はこれ以上或る程度まで面積を狭め得るとしても、決して内地の如く小面積では農業耕作を営み得るものではないから、随つてより以上に農家の増加を期し得るにもせよ、決して内地同様の密度まで昂め得るものではない。

更に産米増殖計畫の進捗其他に伴ふて、今後約十五ヶ年の間に約三十五萬町歩の耕地を擴張し得るから、此の三十五萬町歩を農家一戸の平均耕地所有面積の一町六反三畝を以て割當る時は、約二十萬戸の收容となり、一戸の五人とすれば約百萬の人口はこの方面からのみしても増加し得る、とする推斷は、數字的に重大なる誤謬なきには

相違ないが、今後の耕地擴張は比較的少數の資本家を以て、大規模に行はれるものであるのと、農業經營方法が機械力を利用すること多くなることの點から推して、斯くの如き平均數字通りに人口收容量を示し得るか、實際的問題としては疑問とせざるを得ないところである。更に將來、朝鮮に於ける土地改良事業が完成し、耕作方法の集約的に越くに至るならば、反當りの收穫は現在に倍加し、今日に於ける内地同様の域に達せしむることも亦不可能ではないとしても、今後十五ヶ年間に於ては改良事業は豫定の工程半にも達しないから、收穫高も今に比して約五割の増率に止るであらう、收穫増加の割合に人口の増殖を見ることは勿論出來ぬから、其の増率を現農業者數の約二割と見込み收容能率を計算する時には、約三百萬人の増加は決して不可能でない云々、と云ふ主張も餘りに收容力の前途を樂觀するものでなからうか、即ち耕地擴張により百萬、農事改良により三百萬の増加とすれば、實に十五年の後には農村だけで四百萬人を増し、現在の農村人口千五百萬人を千九百萬人に達せしむることにな



るのであるから、却々以て容易に實現すべく信せられない點である。

X

朝鮮の都市に於ける人口増加に就ては、大村鐵道局長は次の論斷を下して居る。

朝鮮の都市人口増加の割合は、年を逐ふて進増し、併合當時より大正四年に至る間に僅か一分三厘に過ぎざりしも、次の五ケ年間に一割八分五厘、其後の四ケ年間に二割七分二厘を示したるが如き急激なる發達と謂ふべく、又過去十四年間に於ける全都市の平均増加割合五割二分九厘に對し、之を除きたる全道の平均増加歩合は三割四分八厘に相當せり

都市發展の原因を按ずるに、(一)工業組織の發達と共に大工業は、其經營の便宜上より都市を選ぶの結果労働人口を之に招致すること、(二)商業の發達と交通機關の普及とにより人口の都市集中を誘致し、且つ容易ならしむること等は、之れが主因にして就中、我朝鮮にありては、工業原料及天然動力に富み勞銀低廉なるに拘はら

ず進歩遅緩なりし工業も、今後の施設著々實行の緒に就き其の發達實に著しきものあるべく、斯くて都市人口は一層増大を加ふるに至るべし。

と前提し、農村人口に比して増加歩合の多き傾向ある事實に言及して、又

即ち商工業其他の人口一人當り生産價格と農村人口に對するそれとは、自ら多少の逕庭あるを免れざるなり。今之を商工業の發達せる内地の例に徴し、尙幾分の考慮を加へ、以て農村人口に對する商工業者其他の割合を推定するときは、約五割とするを妥當と爲すべし、茲に於て商工業者其他の人口は曩に述べたる農村人口一千九百萬人(即ち増加の四百萬人を含める)に對し、約一千萬人となり、結局朝鮮全道に二千九百萬人を收容し得るに至るべし。

と結論を下して居る。即ち現在の千九百萬餘人の人口に比して、實に千萬人近き増加數字を得るものとしてあるのである。

X

大村局長の此の人口收容力に對する論評は、卒直に吾人をして批評せしむるならば、農村に於ける四百萬人増加は幾分過大の觀あるとするも、都市を中心として商業の發達に刺戟せられての増加數の見込は、當らずと雖も遠からざるものであると思ふ。随つて、其の提唱する議論の出發點と、並に議論を結ぶ理論の過程に於ては吾人の夫れと相違する所ありとしても、將來朝鮮に於ける現實されたる曉の人口が二千四五百萬人として、而も尙收容乃至抱擁し得べき數字は二千九百萬人にも達して、其の差額たる四五百萬人は内地其他の移住者の收容餘地ありと云ふ點に於ても、餘り間違ひなきものと思惟される。然し乍ら此等の研究は概して人口が、幾何級數的に増加を遂げたるものとしての結論であるから、果して其の通りに實現さるゝかごうかは、また興味ある研究點である。

## 朝鮮の新聞紙法改正に就て

|| 蓋し法文の上の改訂は末節なり ||

朝鮮に於ける新聞紙並に出版物に關する法規は、可なりに複雑であり、加ふるに制定の時代は極めて過去に屬し、内地人に對する取締法規の如きは、舊韓國政府時代に各地の領事館が、所在居留の帝國民に對する適用法規を其の儘に踏襲して居る状態であるから、其改正の必要は寺内總督時代はいざ知らず、最早今日にては議論時代を過ぎ實現すべく緊急の問題である。大正八年の制度改正以後に於ても屢々民間操觚界から提唱され、殆ど毎年開催の全鮮新聞記者大會では繰り返し決議の上當局に要望する處あり、亦當局に於ても初代の赤池警務局長以來、歴代の警務局長は誰しも其の改正に着手し乍ら、約九ヶ年の間に四人の警務局長を更ふるも一向に實現しさうでないのみならず、朝鮮總督府としての確定案として中央法制局に廻附し、其の審議を要求する

に至つたにも拘らず未だに實現を見ないのであるから驚くの外はない。

×

總べての點に於て其改正は、焦眉の急務であるが、現行法規が内鮮人に對する取締の形式及準據すべき制度其のものを全然別にして居ることは、如何に前時代からの遺物的法規を以てしつゝあるにもせよ、洵に不合理極まることである。即ち内地人に對する新聞紙の取締、同上の一般出版物に對する取締、鮮人に對する新聞紙の取締、同上の一般出版物に對する取締と、四個の法規が各々個々の作用をして居ることは、素より立法當時の精神に於て適法なりとされたるならんも、最早時代の一轉せる今日尙内鮮人の差別を嚴乎として存せしめて居る點に就て、多大の不合理不便を存して居るが、更に徒らに法律制度を複雑ならしめて居ることも感心出來ない、此の邊は何等か立法技術の妙味を發揮して貰ひたい點である。恐らく操觚界に在る者は、個々の嚴密なる批判は兎も角として、大體に於て一般民衆よりは尠くとも一步進んだ智識と理解

とを持つて居るものと認めて差支へないものとするならば、是等に對する取締法規の類は、可及的簡明にしても何等支障なきものである。

要するに新聞紙其の他言論機關の取締は、出來得る限り個々の言論發表の自由意志を妨げざる意味に於て、簡單明瞭なものでなければならぬ。言ふまでもなく言論に關する取締は、言はんと欲する根本意志にまで、遡つて極端に制限することは、其れ自體が既に不徳義であるのみならず、極端に制限した結果を大に憂慮しなければならぬ。人の思ふことを如何ともすべからざる如く、其の言はんとすることも他に作用して行ふことゝならざる限り自由に置くことが、何人も期待する理想である。然し乍ら直ちにこれを爲政の上に全部を實現することは、朝鮮の現狀に徴して種々な支障があるとしても、立法の意思は尠くもそこに持つて貰はなければならぬ。思ふことを言ひ得る時代はそれ迄であるが、充分に言ひ得ない時代が出現したならば、思ふて直ちに行ふの時が來たる憂ひあり、それは實に恐るべきものであることは、帝政末期の露西亞

が明瞭に指示して居るものではあるまいか。

×

何故に歴代の當局が、新聞紙に關する取締法規の改正に躊躇するのであらうか、其の理由が果して那邊にあるかに就て、多少研究して見るも強ち徒爾であるまいと思ふ。歴代の警務局長が悉く改正の意志を持ち、何時も改正案の調査と審議を最初から遣り直して居る、勿論前任者の改正案は多少の参考には資するに相違ないが、根本から案の立直しをやらんとする官人共通の癖から起ることゝ云ひ得る。然して吾人等の考へからするならば、新聞紙に關する取締法規の改正要領は、既に輿論に於て決して居る所であり、當局亦之れを認めて居るのであるから、何も面倒なる點はない筈であらねばならぬ、立法技術にこそ多少の相違あれ、改正斷行の意志があるならば極めて容易な問題であると思ふ。總ての法規が完全にして寸毫も缺如することなしと云ふ如きは、刻々變動する現代に於ては期待すべからざることであるから、改正法の審議に

關して『法規として萬全を期する爲に審議に手間取るのだ』と云ふ如き曖昧な言辭に藉口して、七年も八年も時日を往再遷延せしむるに至つては甚だ責任觀に乏しいものとの評を甘受せざるべからず。また内地新聞紙法改正の結果をみてから改正を敢てすべきものなり、とする主張が可なり有力に働いて居るらしいが、内地の法制局邊りがたゞ法制統一と稱する机上論からそんな見解を持つて居るものならば兎も角、朝鮮側の爲政者としては然る如き態度を以てするは斷じて出來ぬ筈である。何故と云ふに内地の新聞並に出版物に關する改正の必要さと、朝鮮に於ける夫等の必要さには、雲泥の違いがあるからである。尠くも内地の改正要望は、吾人等の理想的境地に向つて其の一步を近づくる爲のものとせられて居るが、朝鮮に於ては更に其の下準備を急ぐ爲にせんとするものであり、第一に言論の自由と稱するものゝ程度や範圍に於て著しい相違があるのであつて、家の建築乃至建増しの違ひに比較するならば、内地の改正云々は永久的本建築にも相當するものであり、朝鮮の夫れは暫定的の改増築所謂假建築と

も稱すべき程のものである。然るにも拘はらず、尙そこに非常なる困難あるかの如く揚言して、一日たりともこれを延ばすことを以て障らぬ神に崇りなし……とするが如き態度ありとせば、其の點は飽く迄も追求の要あるものではあるまい乎。

×

再び繰返すやうであるが、警務の直接當局に立つ者が、新聞紙に關する諸法規の統一と改正を爲さんとする意志あるならば、思想乃至言論界の事は、思想乃至言論界で片をつけるのが最も進歩した方法であつて、これを法の運用に於て取締ると云つたことは、十が十まで徹底した効果を期することは覺束ないものである。幼稚な思想をば、發達した思想を發表することによつて啓發し、淺薄な名譽心と、無責任な品性から發生する思想的言論をば、良心と責任ある品性から發生する思想的言論の發表によつて、反省さすべきだと云ふことを、常に念頭に置く必要があるのである。然るに淺薄なる名譽心や、責任のない品性から發生する思想的言論の危険を防ぐことにのみ

急である結果、他の啓發に務むべき良心と責任ある言論の夫れを、徒らに抑制したりすることは、從來幾多の事例に徴して發見し得ることであるから、克く其の點に留意すべきである。

吾人は朝鮮に種々な不純なる思想のあることを憂へない者ではない、けれども不純且つ不健全な思想の跋扈することは、他に啓發的地位に立つべき思想のな……ことをば、更に深く憂慮せざるを得ぬ。随つて不健全なる思想の介在することを極力避けんが爲に啓發的地位に立つべき思想の發達性と普遍性を害するが如き、所謂『角を矯めて牛を殺す』に至るやうな言論取締りを出来るだけ避くる必要あることを提唱するものである。今日の朝鮮に混濁せる思想ありとする以上は、其の民族思想を出来るだけ純化する必要がある。そのためには鮮民族相互の間に思想の自由競争の機會を與へなければならぬ。然るに思想の自由競争をも不可能ならしめるならば、其の唯一の手段方法たる言論討議の正當なる行使の途を阻止することとなり、却つて其の結果たるや大に

杞憂せざるを得なくなるものであるから、新聞紙法改正の如きに際しても、充分夫れ等の點を考慮して、より優秀にして啓發的地位に立つべき思想の發達に餘地あらしめ、取締の便宜上から所謂、玉石混淆に陥らざらんことを第一に心懸けて置かなければならぬのであつて、其の要點をだによく諒解するならば、認可主義の發行權を届出主義に改訂せよと云ふが如きは、寧ろ區々たる末節のことであると思ふのである。

吾等は朝鮮新聞紙法改正に就て、聊か意見の一端を述べ、當局の忠實なる努力に依つて、一日も早く朝鮮に適合したる該改正法の實現を翹望して已まざる者である。

## 養蠶及製絲業の前途觀

|| 忠實なる勞力の低廉供給地としては絶好の地 ||

徴古的に研究すれば、朝鮮の蠶業は可なりに上古期に於て相當發達して居たものであるが、近代に至つて殊に李朝中葉以後の批政誅求らざるなき爲に、天惠の上になにめぐまれたる朝鮮の斯業は、全く見る影もない状態に陥つたのである。然し乍ら、總督府が始政以來、其の指導獎勵に力を注ぎ、斯業の啓發を促進せしめた結果、始政當時に僅々養蠶戸數は七萬六千餘戸、産繭額は一萬三千九百餘石に過ぎざりしものが、大正十五年度には養蠶戸數に於て五十四萬二千餘戸、産繭額に於て三十一萬七千餘石となり、戸數は約七倍、産繭は實に二十二倍の激増を見るに至つたもので、洵に急速の進歩と云はざるを得ない。恐らくは朝鮮の各種産業界を通じて、蠶業の進展は顯著なる一つに相違なく、現に百萬石の産繭目標に到達することは數年ならずして

實現するものと専門家が定評を下して居る程である。

×

養蠶奨勵に關して、今日まで當局の拂つた努力は實に多大なものであり、中には理解なき農家に桑の栽培を奨勵するに當つて、強制的に桑苗を支給した時に、大半は温突の燃料にしたと云ふ如き滑稽なることさへあるが、永代不振の斯業をして兎も角、再興の光明を認めらるゝまでに至らしめた點は、大に其の勞を多とせざるを得まい。併も總督府當局が、養蠶業奨勵の大眼目としつゝある「養蠶は農家の副業とし養蠶者一戸に對し春蠶種一枚の飼育程度とし、専ら農家過剩の勞力を利用し、就中婦女子をして之に従事せしむべきを奨勵す云々」の夫れに對しては、吾人は大に含味すべきものがあると思ふものである。

成る程、朝鮮の養蠶業は既に三十一萬七千石の繭を産し、其の内二百二十萬斤以上を内地に移出して價格七百四五十萬圓に達すると云ふことは、他の産業の統計に較べ

ては、決して多きを誇示することは出来ぬとしても、其の生産の根源に遡つて探求する時は、其の九分九厘までが個々の農家に於て婦女子の手内職程度で經營さるゝものであるとすれば、如何にも多大の蓄積でありまた比較的によく其の勞力が生産化されたることに寧ろ驚くの外はない。即ち大規模な製造工業的な形式でなく行はるゝ生産としては、まことに大きな結果を茲に齎し得たものと評して差支へないのである。

×

今後とも斯業に對する當局の指導と奨勵は必要に相違なく、蠶業試験所の如きにもせよ、原蠶種製造所の如きにもせよ、其のより以上の擴張を必要とすることに於て何等變ることはないが、朝鮮に於ては相當の時機まで、これを農家の副業としての範圍を超へざる程度たるを考慮に置かざるべからずと云ふべきである。

養蠶は順調にゆく時に於ては素より相當の利潤を擧げ得るに相違なく、土を耕しての百姓仕事などに較べては勞働の難易からしても比較にならぬ程、所謂樂にして經營

し得るものであるから、誰も彼も其の家業としての全部をこゝに注いたならば更に莫大もなき利益を擧げ得るに相違ないと考へ易いのであるが、養蠶を主業とすることは可なりに危険の伴ふものであつて、其の豊凶、繭價の高低は米を初め他の農作物よりも尙甚だしいものがあることは、内地の例に徴しても瞭かで、また朝鮮の現状に於ては内地以上に其の甚しいものあることを豫想されるのであるから、一層に主業化に伴ふ危険率は増大する譯である。換言すれば、養蠶の主業化は甚しく投機化することに於て危険が大になるのである。

茲に於てか、養蠶の奨励は素より雙手を擧げて賛成する所であるも、其範圍は前述の如く副業としてのものたることである、然して強ち主業ならずとも此の副業の奨励を適當忠實に勵行するならば、其質に於ても量に於ても顯著なる成績を得、其の目標たる産繭百萬石を實現する如きは、極めて易々たることであるに違いない。亦朝鮮に於ける斯業奨励の方法としては、これが專業的養蠶業者を得んよりも、その副業とし

ての就業者を得る方が、如何なる點より比較しても容易であることは、今更説くまでもあるまい。

然し乍ら吾人が養蠶の主業化を回避するが如き論難の提唱に對して、或は内地長野縣地方に於ける養蠶業の隆盛なるを引用し來つて、反對的に説く者あるかも知れぬが、長野縣の如く耕地の乏しき土地に於ては、林野と養蠶業を除きては他に何等の農業を經營する天恵が與へられて居ないのであるからして、養蠶業は寧ろ已むを得ずして到達せる結論であるとも評し得るが、朝鮮の如く他に天恵豊富なる農業國の素地を有する所に於て、何を好んでか養蠶にのみ走る要ありやと稱したのである。また長野縣の如く養蠶が旺となれる結果、農家の悉くが相當多額の負債を有するに至つた事實は、瞭らかに其の主業化に伴ふ危険を物語るものであることを知らなければならぬ。



更に如何に機械の利用が盛んとなるも、養蠶の根本義なる蠶兒を飼育する手数は、これを機械化することは絶対に不可能である、飽くまでも人間の手先の勞力と技巧の熟練にあるものであるからして、養蠶業の根本的條件としては忠實なる勞力を低廉且つ豊富に得られる所でなければ發達しないものである、世界に於ける有数の養蠶國と稱せらるゝ日本内地、支那、伊太利の如きは、他の諸國に比して前述する「忠實なる勞力」を低廉に豊富に得らるゝが爲である。此の方面に於てはまた朝鮮は絶好の地歩を占むるものと言はざるを得ない。即ち農村に於ては各農家が、如何にして生産的ならしむべきかの利用方法に苦しみつゝある勞力の剩餘が極めて多いからして、これを生産化する上に養蠶の如きは絶好の目的物になる譯である。加ふるに家庭内に於ける婦女子が生産的に勞務に服することは、久しき古來の傳統上から餘りなかつたのであつて、彼等の多くは寧ろ無聊に苦しみつゝある程であるが、然らばと云つて一躍して戶外に出で耕作に従事せよと勧めることは、素より不可能であつて、屋内に在つて

手先の技巧に俟つこと多い養蠶の如きは絶好の家庭勞務である。婦女子……………其の大部分は無聊に苦しみつゝある者の勤勞への指導、生産的過程への誘導等の見地からしても、養蠶業の奨励は朝鮮に於て極めて意義あることでなければならぬ。

×

朝鮮に於ける製絲場としては、明治四十三年に宋秉峻氏が信州の小口組と協同して、授産の目的を以て繰絲釜數三十二釜を有するものを創立したが、工場組織の元祖であり、其の後大正七年に一般財界の好況に伴ふて、蠶業は大に振興したので製絲業經營の氣運大に漲り、後に財界の激變に逢ふて打撃を蒙るものもあつたが、今日では左表の如きに至つた。(五〇釜以上の分)

片倉京城製絲所	一一二釜
朝鮮製絲株式會社	二五二
鐘紡京城製絲工場	三六〇

朝鮮現勢の考察

可部製絲場

五〇

(尙一五〇釜増設工事中)

全州製絲株式會社

一〇〇

山十大邱製絲所

六五〇

片倉大邱製絲所

五〇〇

朝鮮生絲株式會社

四〇二

山十平壤製絲所

二六〇

忠南製絲株式會社

一五三

郡是製絲大田工場

三〇〇

全南道是製絲會社

二〇〇

また經營狀況は、産繭が各地に點在して居る關係から、之が購入費を比較的に要する等の不便はあるが、兎も角、朝鮮内に於て生産せる繭は朝鮮内に於て製絲せざるべからず、とする氣運に向ひつゝあることは拒むことの出來ぬ傾向である。而も更に注

意すべき點は、朝鮮に於ける從來の製絲は専門的に之を行ふ者なく、養蠶家即ち製絲家たる状態であつたのが、優良種の漸く増加するに伴ふて、上繭は鮮内に於て拙劣なる製絲をなすよりも寧ろ繭の儘内地に移出するが有利なりとして、一千萬圓近くの繭の移出を算するに至つたのであり、更に最近に至つては朝鮮自ら製絲せんとする氣運と俱に、鮮内の主要製絲家に於ては勞銀安其他の關係から、内地の繭をも朝鮮に於て製絲せんとする試験的企ての行はれつゝあることである。これは聽て朝鮮に於ける工女の技術が上達し、加ふるに其の募集に容易なる時あらば何しろ工賃低廉の最大好適條件を有することであるから、内鮮を通じての製絲界に一新氣運を作るに至るかも知れず、興味を以て觀られつゝあるのである。

×

併し乍ら當局に吾人が一の苦言を呈せんとするは、成る程朝鮮の養蠶及製絲業は前述するが如く、前途多望を以つて目し得るに相違なきも、その程度と時日の問題であ

る。當局官憲は桑を植へ又養蠶することの有利を説いて、農民を誘導奨勵することを從來より努めては居る、將來も亦然あらんも、當局のなす奨勵誘導には尙力と熱が足りない、甚だ徹底味を缺いで居ると言はざるを得ないのである。何となれば當局官憲は産繭百萬石の實現は左程困難にあらず、朝鮮否日本の國益上に裨益するところ大なるものあらんと豪語するが、最近の産繭率は必ずしも期待する程の増加を示してはゐない、併合以來十七年間に於ける産繭の一年平均増加率は一萬八千六百五十石に過ぎず、此調子でゆくならば産繭百萬石は、尙前途遼遠の感を禁じ得ないではないか。實際に當局は奨勵誘導の誠意あるかを疑問とせざるを得ない。

而して總督本府に一の斯業に關する獨立したる課所さへなく、たゞ纔かに殖産局農務課の中に僅かの係員が小さくなつて居るに過ぎず、況んや地方廳には言ひ譯許りの係員が置いてあるのみである、斯んな状態で如何にして、徹底且つ統一せる奨勵が出來得やうか、思ひ半に過ぎざらんやである。總督府は産業第一主義の手前からしても

蠶絲課ぐらいの一つは設けて、其の専門的衝にあたらせる必要が緊急である。今や朝鮮繭乃至生絲が内地のみならず米國邊に於て其の眞價を認められ好評を得かけて來た今日朝鮮としては養蠶の奨勵隆盛に向つて、官民一致の努力が必要であることは贅言を費すまでもない。

## 取引所に就て研究の必要

|| 朝鮮には米穀取引市場として特別に必要 ||

朝鮮に於て當然發布されようであり乍ら、然も容易に發布されぬ三つの制令がある。即ち新聞紙令、保険業令、取引所令である。

今でこそ左程でもないが、二三年前には取引所令の發布云々が頻りに論議され、各地ともこれが近く實現するものと豫想して、取引所設置要望運動が猛烈に起つたものである。現在朝鮮に於ける本格の取引所としては、仁川の米豆取引所一ヶ所あるのみである、而も其の設立に關しては寺内總督時代の遺物たる會社令の効力を存置せしめてあるから、自由に之を設けることは法律の容さざる所であり、且つ現當局の方針は新しきものゝ設置を殆ど絶對的に認可せぬと云ふにあるのであるから、仁川の取引所は絶對唯一の取引所である譯ではあるが、市場規則により認められた穀物現物市場と